

岐阜県 避難所運営ガイドライン



令和 7 年 3 月

岐阜県

「岐阜県避難所運営ガイドライン」について

1 ガイドラインの目的

地震災害、風水害、火山災害等の災害発生時には、住民が避難を余儀なくされる場合があります。平成25年6月に改正された災害対策基本法において、市町村長は、避難者等が一定の期間避難生活を送るための施設として指定避難所を指定し、災害応急対策責任者は、避難所に滞在する避難者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。このガイドラインは、県内の市町村で避難所の運営に関するマニュアルの策定を推進するため、その参考資料として提示するものです。

2 ガイドラインの使い方

本ガイドラインは、避難所運営に関して実施すべきと思われる基本的事項を「指針」として示すとともに、具体的に避難所運営がイメージできる事例や各種様式、チェックリストを添付しています。各市町村や地域において、本ガイドラインを参考にマニュアル等を作成し、災害時には、市町村と住民が協力し、円滑な避難所運営が行えるように備えて下さい。

(1) 直ちに活用可能な様式集

避難者の状況把握に必要な避難者カード等の記入様式や避難者の健康管理のための掲示様式、また、多言語対応の様式等、避難所で直ちに活用可能な各種様式を添付しました。

(2) 地域住民による避難所運営に役立つチェックリスト

事前対策、初動期、展開期、安定期～撤去期のそれぞれにやるべきことがわかるチェックリストを添付しました。

目 次

はじめに

■	避難所の位置づけ-----	P 1
■	避難所の運営-----	P 1

第 1 章 事前対策

1 - 1	市町村による避難所の指定-----	P 2
	①施設の確保	
	②建物の構造と立地条件	
	③一人当たりの占有面積	
1 - 2	避難所の周知・確認-----	P 4
1 - 3	避難施設の設備・備蓄-----	P 5
1 - 4	避難所運営マニュアルの作成・設置-----	P 7
1 - 5	初期の運営と避難所運営委員会設置に向けた取組み-----	P 7
1 - 6	避難所開設・運営訓練の実施-----	P 8

第 2 章 初動期（発災が予見された時～発災後 2 4 時間）

2 - 1	避難所の開設-----	P 9
	①避難所の安全確認	
	②避難所開設の広報	
2 - 2	施設の利用範囲の決定-----	P 1 3
2 - 3	避難所の初動運営-----	P 1 6
	①避難者の受付と居住スペースの割り振り	
	②避難者の把握	
	③通信手段の確保	
	④避難所リスト等の作成	
2 - 4	トイレの確保-----	P 2 0
2 - 5	食料・物資の提供-----	P 2 6

第 3 章 展開期（発災後 2 4 時間～発災後 3 週間程度）

3 - 1	避難所運営委員会と運営班の設置-----	P 2 8
3 - 2	避難者の確認-----	P 3 1
3 - 3	用途に応じたスペースの設置（居住・運営スペース）	P 3 3
	用途に応じたスペースの設置（その他各種スペース）	P 3 5
3 - 4	水の確保（飲料水・生活用水等）-----	P 3 7
3 - 5	食料・物資の提供-----	P 3 8
3 - 6	衛生環境の確保とごみ処理-----	P 4 1
3 - 7	情報の収集と伝達-----	P 4 2
3 - 8	プライバシーの確保-----	P 4 5
3 - 9	二次避難への備え-----	P 4 6

3－1 0	他市町村、他県等からの応援職員の受入-----	P 4 7
3－1 1	避難所ボランティアの受入-----	P 4 8
3－1 2	マスコミ・訪問者対応-----	P 4 9
3－1 3	避難者の健康管理-----	P 5 0
3－1 4	避難者の心のケア対策-----	P 5 3
3－1 5	ペットの同行避難について-----	P 5 4
3－1 6	防犯体制の確立-----	P 5 6
3－1 7	多様な視点での避難所運営（再掲）-----	P 5 7
3－1 8	要配慮者への配慮を踏まえた避難所運営（再掲）--	P 5 9
3－1 9	避難所以外の分散避難者への対応-----	P 6 1
3－2 0	車両避難者（車中泊者）への対応-----	P 6 3

第4章 安定期～撤去期（発災後3週間～避難者の生活環境復旧まで）

4－1	安定期の用務-----	P 6 5
4－2	避難所の統廃合と閉鎖の検討-----	P 6 6
4－3	避難所閉鎖に向けた体制-----	P 6 7

様式集 <記入様式（例）編>

【様式1】	避難所利用者名簿-----	別添参照
【様式2】	避難者カード-----	別添参照
【様式3】	避難所開設報告書-----	別添参照
【様式4】	避難所状況報告書-----	別添参照
【様式5】	避難所用務日誌-----	別添参照
【様式6】	事務引継書-----	別添参照
【様式7】	避難所生活ルール-----	別添参照
【様式8】	食料・物資管理簿-----	別添参照
【様式9】	食料依頼伝票兼処理表-----	別添参照
【様式10】	物資依頼伝票兼処理表-----	別添参照
【様式11】	避難所ボランティア受付簿-----	別添参照
【様式12】	取材者・訪問者への注意事項-----	別添参照
【様式13】	マスコミ用受付用紙-----	別添参照
【様式14】	ペット飼育者台帳-----	別添参照

様式集 <掲示様式編>

【掲示様式1】	トイレを使う時の注意（例）-----	別添参照
【掲示様式2】	できていますか？衛生的な手洗い-----	別添参照
【掲示様式3】	冬は特にご注意！ノロウイルスによる食中毒-----	別添参照
【掲示様式4】	ノロウイルスの感染を広げないために-----	別添参照
【掲示様式5】	エコノミークラス症候群予防のために-----	別添参照
【掲示様式6】	熱中症予防のために-----	別添参照
【掲示様式7】	各種避難所内標記（例）-----	別添参照
【掲示様式8】	在庫一覧表-----	別添参照

様式集 <チェックリスト編>

チェックリスト 1	避難所運営チェックリスト(地域住民の方向け) ----	別添参照
チェックリスト 2	避難所運営チェックリスト(市町村担当者向け) ----	別添参照
チェックリスト 3	避難所運営チェックリスト(施設管理者向け) -----	別添参照
チェックリスト 4	備蓄チェックシート・避難所チェックシート-----	別添参照
様式集	<多言語(英語・中国語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語) 対応編>	
【様式 2】	避難者カード-----	別添参照
【様式 7】	避難所生活ルール-----	別添参照
【揭示様式 1】	トイレを使う時の注意(例) -----	別添参照
【揭示様式 2】	できていますか?衛生的な手洗い(用語集) -----	別添参照
【揭示様式 5】	エコノミークラス症候群予防のために(用語集) --	別添参照
【揭示様式 7】	各種避難所内標記(用語集) -----	別添参照
参考資料		
	「物資調達・輸送調整等支援システム」の使用法-----	別添参照
	分散避難システム操作マニュアル	別添参照

はじめに

■ 避難所の位置づけ

- 避難には2種類があり、災害の危険から命を守るために避難する施設・場所である「緊急避難場所」への避難と、災害により住家の損壊やライフライン機能の低下の被害を受けた方の安全な生活を確保し、生活再建に向けた支援を行う施設である「避難所」で仮の生活を送るための避難があります。本書は「避難所」での運営を対象としており、「緊急避難場所」は対象としておりません。また、避難所には、「指定一般避難所」と「指定福祉避難所」の2種類があり、「指定福祉避難所」は、受入対象者を特定し、公示することとされています。
- 基本的には自らが支援を受ける必要が無いように備えることや、地域で支えあえるよう、日頃から関係を構築することが重要ですが、避難所で受けられる支援は、主に以下の3つとなります。避難所で生活をされる方はもちろん、自宅等での生活を継続される方も、必要な支援を受けることができます。

また、今後は市町村域を超えた広域避難者への支援についても検討する必要があります。

- ・ 衛生的環境が整備された滞在場所の提供
- ・ 水や食料、その他生活に必要な物資の提供
- ・ 被害状況や生活再建に向けた情報の収集と提供

- 避難所の開設期間は、避難者が自宅での生活に戻るか、応急仮設住宅等へ入居するまでの間とし、各市町村においては、避難者数や施設の状況、避難者の意向等を踏まえ、随時、統廃合を行います。

■ 避難所の運営

- 災害対策基本法によると、市町村等は、災害が発生したときは、安全な避難所を遅滞なく供与するとともに、必要な生活関連物資、保健医療サービス、情報等を提供し、生活環境の整備に努めなければならないとされています。
- 避難所の設置・運営は、市町村等の管理・責任のもと行われますが、被災者の多様なニーズとその時間経過に伴う変化へより細かに対応するため、**避難所の運営は地域住民が中心となることが理想的です。**
- 災害発生から24時間以降（展開期以降）は、市町村の職員と施設管理者が避難者の代表者と連携し、地域の災害ボランティア活動経験のある人々を含む、地域コミュニティを基礎とした避難所運営委員会を設置することにより、運営において幅広い意見が取り入れられるよう、年齢や性別に偏りのない組織作りを目指します。

第1章 事前対策

1-1 市町村による避難所の指定

①施設の確保

市町村長は、まず、学校、公民館、スポーツセンター、等の公共施設を避難所として選定し、指定をします。公共施設のみでは避難所が不足する場合などにおいて、民間施設や宗教施設等を避難所として指定する場合は、当該施設管理者と災害応援協定を締結し、協定内容に災害時に当該施設を避難所として使用する旨を明記しておきます。

また指定避難所として指定していない施設であっても、発災時に近隣の人が集まると想定される場合には、事前に協定を結んだり届出を受けたりして、協定・届出避難所として位置付け、災害用物資を備蓄しておきましょう。この協定・届出避難所の運営は地域コミュニティが実施することが想定されますが、行政も物資の提供など必要な支援を行わなければなりません。

なお、本ガイドラインでは、**小学校での避難所運営をモデルケースとした**(人数には在宅・車両避難者を含まず)**運営を想定**しています。実際には、施設の規模によって、様々なニーズが生じるため、効率よく、かつきめ細かな対応を行うことが必要です。

■指定福祉避難所の指定について

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活に特別な配慮が必要な者のための避難所として、施設がバリアフリー化され、支援者や生活相談員の確保に適した環境が整備された、老人福祉施設や障がい者支援施設、児童福祉施設、保健センター、特別支援学校のほか、一般の避難所となっている小中学校や公民館、公共・民間の宿泊施設等を指定福祉避難所として体制を整備することも検討し、指定をします。

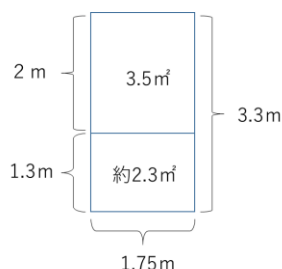
②建物の構造と立地条件

避難所の立地場所は、想定される災害による影響が比較的少ない場所であることが求められており、具体的には、洪水の浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、津波災害警戒区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定することが望まれます。

また、避難所となる施設は**耐震性・耐火性を高めるための整備**を行うとともに、避難所となる建物の基本構造以外の**非構造部材**(天井、外壁、照明器具など)についても、**耐震補強**を行うことが重要です。

③一人当たりの占有面積

避難所を指定するに当たっては、スフィア基準に基づき一人当たりの最低限の占有面積（3.5㎡）及び車いすで通行可能な通路（幅 1.3m）を確保することが望まれます。避難情報を発令する対象地区内の人口を参考にしつつ、避難所の指定、または追加指定を検討します。ただし、施設仕様や感染症対策資機材配置、一時的な避難での使用など、状況に応じて柔軟に対応することが求められます。



一人当たり面積の目安：5.8㎡（ $1.75 \times (2 + 1.3) = 5.775 \div 5.8$ ）

※ 1.75×2 で 3.5㎡

※スフィア基準とは

- ・紛争や災害の際の避難所の環境についての「最低限の基準」
- ・1994年に起きたアフリカ・ルワンダ虐殺を受け、国際赤十字やNGOなどがスフィアプロジェクトを発足させ、スフィア基準（スフィアスタンダード）を作成
- ・1997年にスフィアハンドブック初版（支援の質とアカウンタビリティ（JQAN）発行）が作られ、現在は2018年版が最新
- ・内閣府の「避難所運営ガイドライン」において、「避難所の質の向上」を考えるとときに、参考にすべきとされる国際基準

【参考：避難所に関わる主な基準】

＜給水、衛生に関するもの＞

十分な数の、適切かつ受け入れられるトイレを安心して安全にいつでもすぐに使用することができるようにする

➤ 基本指標：共用トイレの割合

→ 20人につき、最低1つ

※避難所においては、災害発生初期は、50人につき1基

その後、避難が長期化した場合は、20人につき1基

※女性対男性の割合は3：1

＜避難所および避難先の居住地に関するもの＞

安全および適切であり、尊厳をもって家庭生活や生計を立てるため必要不可欠な活動をおこなうことができる、居住スペースの確保

➤ 基本指標：避難所等での日常的な活動を営むための適切な居住スペース

→ 1人あたり最低3.5㎡の居住スペース

1-2 避難所の周知・確認

地域住民は、自宅等が被害を受け、避難生活を送る場合に備え、予め避難所の指定状況を確認し、家族と話し合っておくことが必要です。

また、避難を想定している避難所の施設が、災害により使用できない場合も考えられますので、**市町村と地域住民の方の事前の話し合いにより、予め代替の避難先を想定しておくことが望まれます。**

また、過去の災害事例から、発生が想定される**車両避難者の把握と、エコノミークラス症候群予防のため、指定避難所付近のグラウンドや駐車場の一部を車両避難用の駐車スペースとして使用できるよう事前に想定しておくことも有効です。**

なお、災害時に要配慮者となる方を受け入れるための避難所として、指定福祉避難所の整備もすすめられているところですが、一般避難所においても要配慮者が避難することもあるため、体制を整備する必要があります。専門的なケアが必要となる要配慮者の方と、支援に携わる方とともに、予め避難方法等を話し合っておくことが必要です。

《避難所運営に向け事前にすべきこと①》	
地域住民	市町村・施設管理者
☐ 指定緊急避難場所の確認	☐ 指定緊急避難場所の指定・周知
☐ 指定一般避難所（避難所）の確認	☐ 指定一般避難所の指定・周知
	☐ 避難所の耐震診断と耐震化
	☐ 非構造部材の耐震化
☐ 代替避難先の想定	☐ 代替避難所の想定とリスト化
➤指定避難所が使用不能となった場合に備え、民間施設等で受入れ可能な施設を検討する。	➤指定避難所が使用不能となった場合に備え、民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、協定等を締結する。
☐ 車両避難者用の駐車スペースの事前想定	☐ 車両避難者用の駐車スペースの事前想定
➤指定避難所に付帯するグラウンドの一部や近隣の大型駐車場の一時的な活用を市町村とともに検討する。	➤指定避難所に付帯するグラウンドの一部や近隣の大型駐車場の一時的な活用を地域住民とともに検討する。
	☐ 指定一般避難所における要配慮者の受入体制の整備
☐ 指定福祉避難所の確認	☐ 指定福祉避難所の受入体制の整備

1-3 避難施設の設備・備蓄

地域住民の方は、災害に対する備えとして、3日分、できれば1週間分の食料と、その他の生活に必要なものを準備するとともに、避難所の設備・資機材・備蓄を予め確認しておくことが必要です。避難所の資機材や備蓄については、市町村がまとめて保管している場合がありますので、保管場所・使用方法についても事前に確認が必要です。また、Wi-Fi 設備や公衆電話※などの通信設備についても、災害時の運用について事前に確認することが望ましいです。

《避難所運営に向け事前にすべきこと②》	
地域住民	市町村
☐ 避難所における設備・資機材・備蓄の確認及び災害時必要数の確認	☐ 避難所における設備・資機材・備蓄の整備（流通備蓄についても検討） ☐ 浸水想定水位以上の階への倉庫設置 ☐ 受変電設備の浸水対策
《避難所で必要とされる設備・資機材・備蓄の例》 【設備】 ◆ 非常用電源 ◆ 生活用水（防災用井戸、タンク、貯水槽、学校のプール水等） ◆ 情報連絡体制（防災行政無線、衛星携帯電話の整備等） ◆ 冷暖房設備（エアコンも含む） ◆ 常設トイレ、マンホールトイレ ◆ 施設内のバリアフリー化 【資機材】 （難燃用素材の使用など適切な防火対策に努める） ◆ 非常用電源用の発動発電機、投光器 ◆ 簡易トイレ、簡易トイレ用テント、仮設トイレ、トイレカー等 ◆ 毛布・段ボールベッド等の簡易ベッド ◆ 仕切り用段ボール板や簡易テント ◆ その他要配慮者対策用の福祉資機材 ◆ 携帯電話、スマートフォン等の充電機、Wi-Fi の確保 ◆ 害虫対策の設備（網戸、メッシュカーテン等） ◆ 多言語表示案内類や多言語音声翻訳アプリ等（P. 11 参照） 【備蓄】 ◆ 非常用電源用の発動発電機用予備燃料（携行缶等） ◆ 炊き出し道具 ◆ 3日～1週間分程度の非常用食料 （停電時や断水時にも授乳することができるよう、乳児用液体ミルクの備蓄を検討すること（備蓄方法の事例については P. 57 参照）） ◆ 携帯トイレ（既存の洋式トイレにつけて使用する便袋タイプ） ◆ 感染症予防のためのマスク（大人・子供用）、消毒液（擦り込み式エタノール）、ビニール手袋（ノロウィルス対策）、体温計 等 ◆ 女性用品等（生理用品） ◆ 文化の違いや宗教的な理由等により、食べられない食材がある方（ムスリム、ビーガン、ベジタリアン等）に配慮した非常用食料 【その他消耗品】	

※「公衆電話」について

令和6年能登半島地震では、公衆電話が利用可能な地域があったものの、存在が十分に認知されず、利用されない事案がありました。このため、事前に公衆電話の場所や使用方法について確認し、災害時に利用できるようにしましょう。

<公衆電話の特徴>

公衆電話は、以下の2つの特徴を有することから、災害等緊急時における有効な通信手段となっています。

①災害時優先電話

公衆電話は、災害等の緊急時において電話が混み合い、通信規制が実施される場合であっても、通信規制の対象外として優先的に取り扱われます。

②通信ビルからの給電

公衆電話は、NTT 東日本・NTT 西日本の通信ビルから電話回線を通じて電力の供給を受けているため、停電時でも電話をかけることができます。

<公衆電話の使用方法>

公衆電話の使用方法

公衆電話には、アナログ公衆電話とデジタル公衆電話の2種類があります。両者間で通常時の使用方法に違いはありませんが、停電時や無料化された際の使用方法は異なります。

	デジタル公衆電話	アナログ公衆電話
機種外観		
通常時の使用方法	受話器を上げ、硬貨又はテレホンカードを投入し、電話番号をダイヤルします。	
緊急通報の使用方法※1	硬貨やテレホンカードは不要です。受話器を上げ、 <u>そのまま110番等</u> を押します。	硬貨やテレホンカードは不要です。受話器を上げ、 <u>緊急通報ボタン</u> を押した後、110番等を押します。
停電時の使用方法※2	【液晶ディスプレイが消えています】基本的に通常時と同様です。ただし、 <u>テレホンカードは使用できません</u> 。 ※同一場所に複数台設置されている場合、停電時に稼働していない電話機もあります。	【赤いランプが消えています】基本的に通常時と同様です。ただし、 <u>テレホンカードは使用できません</u> 。
無料化措置時の使用方法（災害発生時等）※3	硬貨やテレホンカードは不要です。受話器を上げ、 <u>そのまま電話番号をダイヤル</u> します。	受話器を上げ、硬貨又は <u>テレホンカードをいったん投入</u> し、電話番号をダイヤルします。 通話終了後、硬貨又はテレホンカードは <u>そのまま返却</u> されます。

※1 110（警察）、118（海上保安）、119（消防、救急）への通話方法となります。

※2 グレーのデジタル公衆電話機についてはバッテリーを搭載していますが、バッテリー消耗後は硬貨も使用できなくなります。

※3 災害救助法が適用される規模の災害が発生し、かつ広域停電が発生するなど被災者の方々の通話を確認することが必要とNTT東日本・NTT西日本が判断した場合には公衆電話からの通話を無料とすることがあります。

（出典「総務省 公衆電話の特徴と使用方法のパンフレット」）

1-4 避難所運営マニュアルの作成・設置

避難所の円滑な運営のためには、それぞれの地域において、避難所ごとに避難所運営マニュアルを作成しておくことが重要です。

作成したマニュアルは、施設管理者（学校関係者など）に事前に提供するとともに、避難所運営訓練を実施する際に活用し、実効性を確認しておくことが望まれます。

《避難所運営に向け事前にすべきこと③》	
地域住民、市町村、施設管理者	
☐ 避難所運営マニュアルの作成・内容確認	
☐ 避難所運営マニュアルの避難所への設置	
☐ 施設管理者（学校関係者など）への避難所運営マニュアルの事前提供	

1-5 開設及び初期運営と避難所運営委員会設置に向けた取組み

災害発生直後は混乱した状態であるため、避難所の開設及び初期運営とその後の運営に向けた避難所運営委員会と運営班の設置は非常に困難となります。

また、災害時の市町村では、膨大な業務が同時多発的に発生し、市町村職員による避難所運営では十分な人員を確保できなかったり、逆に避難所運営に人員が割かれ他の業務が滞ったりする事例もあるため、地域住民の力が必要不可欠となります。

迅速かつ円滑に避難所の開設・運営を行うために、避難所の開設や初期運営の体制として、地域住民と市町村職員等の役割を明確にしておくことや自治会長やPTA会長等から代表者を、防災士や自主防災組織等から協力者を数名選出しておくことが必要です。

また、避難所運営に女性や介護・介助が必要な人など多様な立場の代表が参画することが望まれます。（障がい者、乳幼児がいる家庭の人、PTA、中学生・高校生、外国人（居住者が多い場合））

開設・初期運営の後、他自治体の応援職員が派遣される可能性があるため、地域住民や被災自治体職員が担う業務のうち、応援職員へ依頼できる業務を事前に検討しておく必要があります。

《避難所運営に向け事前にすべきこと④》		
地域住民	市町村	施設管理者
☐ 地域住民からの代表者の選出と、避難所運営委員会の組織の事前検討（班長の選出等）	☐ 避難所の開設と運営体制の検討・準備	☐ 避難所の開設（特に開設）と運営の支援体制の検討・準備

1－6 避難所開設・運営訓練の実施

災害時に速やかに避難所を開設し、運営が行えるように、日頃から市町村と施設管理者、地域住民の方が共同で、実践的な避難所運営訓練を実施することが必要です。

訓練は、想定される様々な条件への対処を行う図上訓練と、実際に開設する施設を利用しての実動訓練があります。特に、あらかじめ決めておいた役割に基づいた避難所の開錠及び安全確認を行ったうえでの開設と、避難者の受付、レイアウト図を用いた避難者への居住スペースの割り振りを行うまでの初期運営は、事前の十分な訓練が重要とされています。同じく学校が避難所となっている場合は、県や市町村の教育委員会との連携が特に必要です。

また、地域の自主防災組織だけでなく、学校やボランティア団体等とも連携を図り、地域のお年寄りや子ども、外国人等の要配慮者も参加した訓練を行うことで、より災害時に近い形での訓練が実施できます。訓練を通じて課題を確認・認識し、次の訓練や実際の災害時に活かしていくことが重要です。

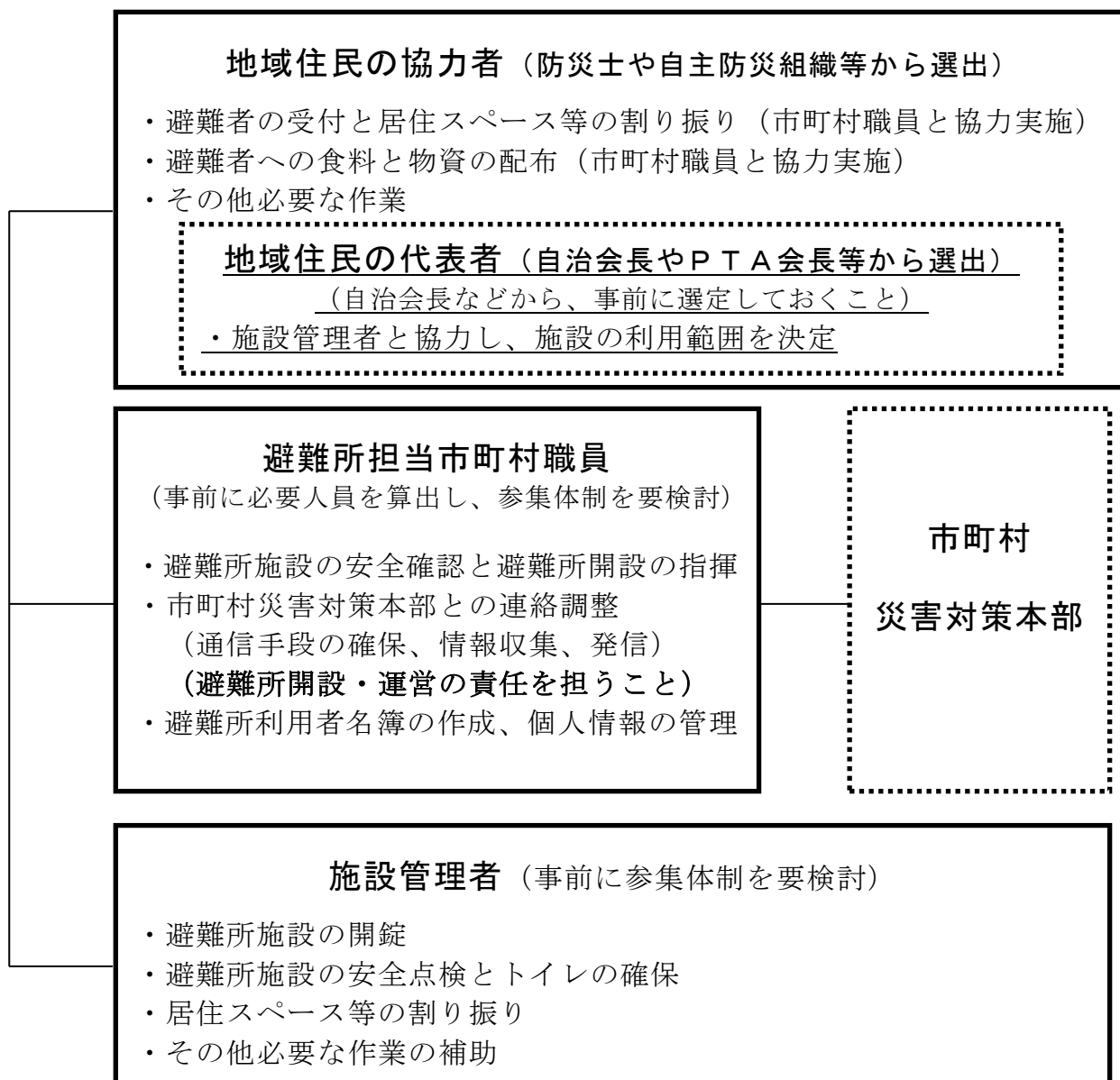
《避難所運営に向け事前にすべきこと⑤》
地域住民、市町村、施設管理者
□地域住民・市町村・施設管理者が一体となった避難所開設・運営訓練の実施 《避難所開設訓練の例》 ※実際に指定されている避難所を活用すること ◆ 避難行動（自宅～避難所へ） ◆ 安否確認（家族・地域の避難者同士） ◆ 施設の開錠（鍵の保管場所、管理責任者の確認） ◆ 施設の被災状況の確認（施設の安全確認を実施）（2－1 参照） ◆ ライフライン、トイレの使用可否の確認 （簡易組み立てトイレの備蓄がある場合は組み立て訓練を実施） ◆ 居住スペースの区割り （基本的には地域ごとに区割りをを行い、要配慮者への対応も検討） ◆ 避難所利用者名簿を用いた避難者の受付と居住スペースの割り当て （2－3、【様式1】参照） ◆ 要配慮者の避難先・方法の検討（スクリーニング（選別））（2－3 参照） ◆ 避難者カードの配布、記入（3－2、【様式2】参照） →避難者数、要配慮者情報の確認、集約 ◆ 防災資機材倉庫の開錠 →備蓄資機材の確認、各種機器の使用体験 ◆ 電話、FAX等通信機器、掲示板の設置（2－3、3－7 参照） ◆ 避難所生活ルールの作成・確認（【様式7】参照） ◆ 避難所生活の役割分担（3－1 参照） （避難所運営委員会、運営班の設置等） ◆ 炊き出し訓練、ボランティア受入れ訓練

第2章 初動期（発災が予見された時～発災後24時間）

2-1 避難所の開設

発災時に迅速に避難所を開設するためには、自主防災組織に属する地域住民と市町村、施設管理者が協力して初動体制を確立することが必要です。

＜初動期の運営体制（例）＞



《避難所運営に関わる連絡先》		
避難所の施設管理者	TEL ()	—
市町村災害対策本部	TEL ()	—

①避難所の安全確認

発災後は迅速に避難所を開設する必要があるため、市町村は避難所の開設及び初期運営の指揮等を担当する職員を、避難所となる施設の管理者は、施設の開設を担当する者を速やかに派遣する必要があります。

避難所担当市町村職員は、施設管理者の協力のもと、避難所の開設に向け速やかに施設の安全確認を行います。必要な場合は、市町村災害対策本部（市町村応急危険度判定実施本部）より、被災建築物応急危険度判定士を要請します。

市町村災害対策本部は、避難所担当市町村職員や施設管理者と連携し、安全確認結果を踏まえ、避難所の開設の可否を決定します。

《避難所開設時の安全確認項目》				
	項目	確認内容	チェック	必要な対応
1	施設利用者の確認	建物内に人は残っていないか	☐	・該当しない場合は、安全確認を終えるまで、建物内からの退避を誘導
2	屋外からの建物の確認	周辺施設の倒壊の危険性はないか	☐	・該当しない項目がある場合は、屋外へ退避し、他の避難所への誘導を検討
		建物は傾いていないか	☐	
		建物にひび割れはないか	☐	
		壁の剥落はないか	☐	
		屋根の落下や破損はないか	☐	
		非常階段は使用できるか	☐	
3	屋内からの建物の確認	天井の落下や亀裂はないか	☐	・該当しない項目については、施設管理者と市町村の避難所担当職員が協議のうえ施設の利用可否を決定 ・施設を使用する場合、被害箇所周辺と、余震により同様の被害が見込まれる場所への立入り（設備の使用）を禁止
		廊下は安全に通行できるか	☐	
		階段は安全に上り下りできるか	☐	
		床に亀裂や散乱物はないか	☐	
		照明が落下や破損していないか	☐	
		窓ガラスの割れやひびはないか	☐	
		防火設備は機能しているか （防火戸・防火シャッター、スプリンクラー、排煙設備、火災報知機、消火器の設置等）	☐	

4	ライフラインの確認	トイレは使用可能か (※確認方法は2-4参照)	☐	・代替となる手段の確保を検討(または市町村災害対策本部へ要請)
		電気は使えるか (停電中の場合は、非常用電源は使えるか)	☐	
		水道は使えるか	☐	
		ガスは使えるか	☐	
被災直後の応急危険度判定士等建築の専門家が到着する前の緊急かつ応急的な安全確認の詳細は、内閣府HP「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」を参照。 なお、災害発生前の耐震点検の詳細は、文部科学省HP「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を参考に実施する。				

②避難所開設の広報

市町村は、避難所が開設されたら、避難所が開設された旨の広報を行う必要があります。広報は、防災行政無線（同報無線、戸別受信機、防災ラジオ等）、拡声器や広報車、電子メールなどを利用し、広く周知することが必要です。

また、避難所開設の広報にあわせて、在宅避難者や、指定避難所以外に避難している避難者に対し、食料や物資の支援について広報する必要があります。

【避難所開設の広報例文】

『こちらは、〇〇市（町村）災害対策本部です。現在、△△総合体育館において避難所を開設し、順次避難者の受け入れを行っております。水、食料の提供も、乳幼児や高齢者がいらっしゃるご家庭を優先しつつ順次行っております。避難所へ避難する際には、危険箇所がある可能性がありますので、十分注意して避難するよう心がけて下さい。』

（外国人が多く居住する市町村は、多言語（英語・中国語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語等）や、「やさしい日本語」での広報・掲示を行う必要があります。多言語表示案内類※¹や災害時情報提供アプリ※²、多言語音声翻訳アプリ※³、AI多言語翻訳機等を用いた柔軟な対応が必要です。）

※¹多言語表示案内類の例（事前に出力・印刷・ラミネートを行う。）

- ・災害時多言語表示シート、多言語指差しボード、食材の絵文字（FOODPICT）、災害時外国人支援用ピクトグラム

＜（一財）自治体国際化協会 <https://www.clair.or.jp/j/multiculture/index.html>>

- ・多言語辞書データ ＜気象庁 <https://www.data.jma.go.jp/developer/multilingual.html>>

※²災害時情報提供アプリの例

- ・safety tips ＜観光庁 <https://www.rcsc.co.jp/safety-tips-jp>>

※³多言語音声翻訳アプリの例

- ・VoiceTra ＜国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT) <https://voicetra.nict.go.jp/>>

《避難所の初動運営時（開設時）にすべきこと①》	
避難所担当市町村職員	施設管理者
☐ 市町村災害対策本部による避難所担当職員の派遣 ➤発災直後は24時間体制となることも考えられるので、交代要員も事前に想定しておく。	☐ 避難所の開設担当者の派遣
☐ 基本建物構造、非構造部材、設備の安全の確認（《避難所開設時の安全確認項目》参照） ➤市町村避難所担当職員と施設管理者が、可能な限り2人1組で安全を確認する。	
☐ 必要な場合は、市町村災害対策本部（市町村応急危険度判定実施本部）へ被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請 ➤市町村災害対策本部（市町村応急危険度判定実施本部）は、人員が不足した場合は、県災害対策本部へ、被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。	
☐ ライフラインや避難所運営に関する設備（トイレの機能状況、防火設備、非常用電源等）の使用可否の確認（《避難所開設時の安全確認項目》参照）	
☐ 市町村災害対策本部による避難所開設の広報 ➤防災行政無線（同報無線、戸別受信機、防災ラジオ等）、拡声器や広報車、電子メール等を活用し、在宅・車両避難者等にも広報し、また、要配慮者への情報伝達にも配慮する。	☐ 散乱危険物（ガラス破片や倒壊した備品等）の除去、清掃
☐ 避難所開設と状況等の市町村災害対策本部への報告	

2-2 施設の利用範囲の決定

避難者の安全確認後は、市町村と施設管理者と、地域住民の代表者で、避難所として利用する施設の利用範囲を決定したうえで、利用する場所を用途ごとに指定します。

なお、地域住民の代表者が事前に選出されていない場合は、避難所運営委員会を設置するまでの仮の代表者を選出します。

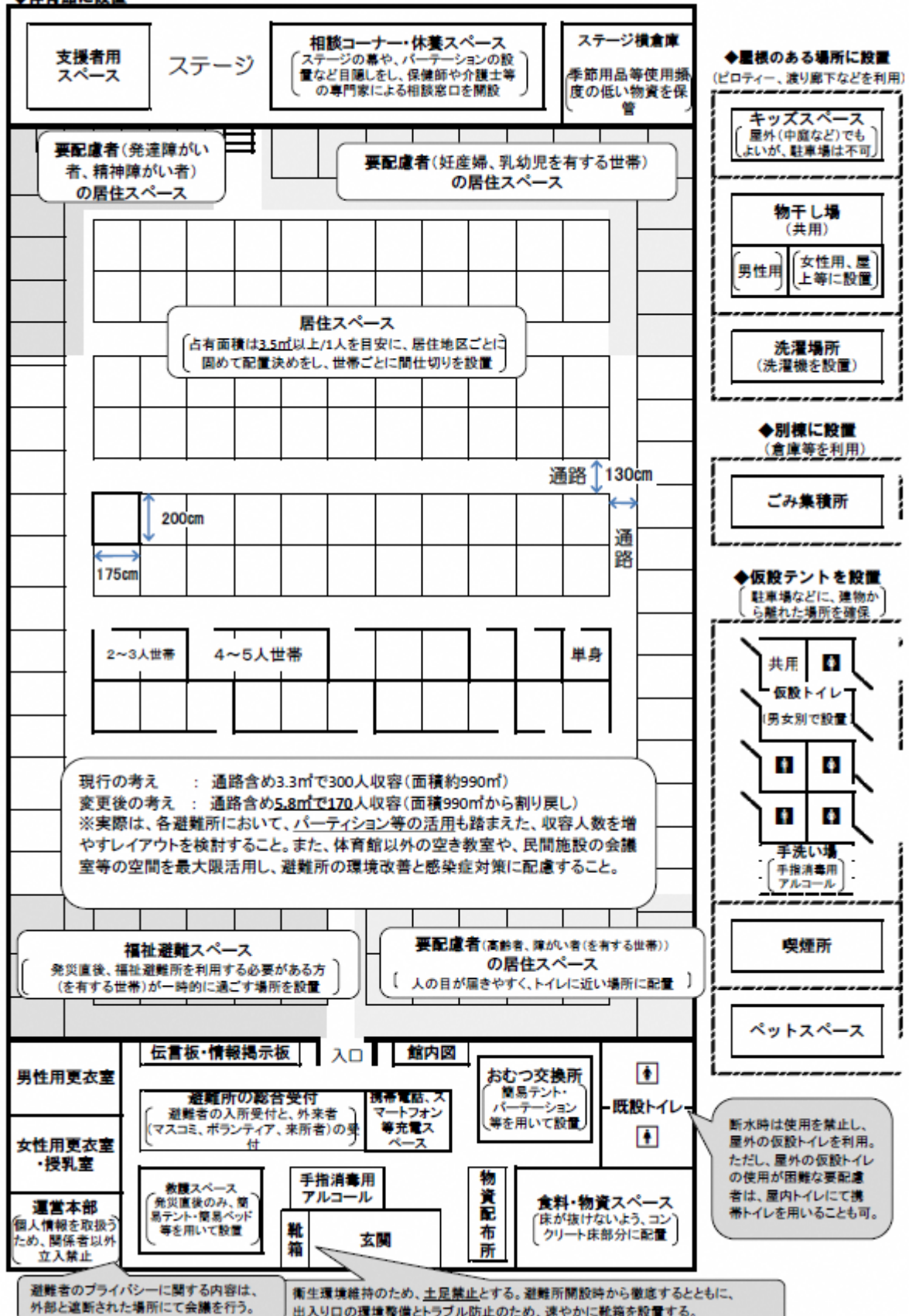
《避難所の初動運営時にすべきこと②》	
地域住民の代表者、避難所担当市町村職員、施設管理者	
□施設（避難所）の利用範囲の決定	
▶各施設（特に学校等）は本来の使用目的があるため、利用範囲や立入禁止範囲等の利用におけるルールを明確にする。また、カラーコーンやビニールテープ等を使用し、危険箇所を立入禁止にする。	
□土足禁止区域の徹底	
▶感染症防止等衛生上の問題により、 避難所施設内は土足禁止を徹底 する。 また、段ボール等で靴箱を作成し、靴箱の利用を促すための工夫を行う。	
□利用場所の用途ごとの指定（P13【避難所の標準レイアウト図（例）】参照）	
▶要配慮者への対応スペース、福祉避難スペース（福祉避難所を利用する必要がある方（を有する世帯）が一時的に過ごす場所）、物資スペース等は、各避難者へスペースを振り分ける前に確保する。また、要配慮者の要望に応じて、男女別の要配慮者用スペースを設置する。	
▶要配慮者のうち、高齢者や身体障がい者（を有する世帯）の避難スペースは、人の目が届きやすく、壁や出入口、トイレ、掲示板等の近くに配置する。	
▶要配慮者のうち、発達障がい者、精神障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者（を有する世帯）の避難スペースは、避難者の不安解消やトラブル防止のため、同じ環境の家族が一緒になるようにし、周囲からストレスを受けにくい場所へ配置する。	
▶单身女性や女性のための世帯用エリアも確保する。	
▶男女別更衣室・休養室原則、男女別で、施錠の可能な個室部屋を確保する。	
▶更衣室、休養室は男女別で離れた場所に設置することが望ましいが、個室が確保できない場合は、避難所内の一角をパーティション等で仕切って更衣スペースを確保する。	
▶仮設トイレを設置する場合は、男性用、女性用に分ける。また、離れた場所に設置することが望ましい。	

➤帰宅困難者や滞留旅客者が一時的に避難してくることも想定し、避難スペースを確保する。
➤居住スペースは原則、居住地区ごとに区割りをし、テープやブルーシート、カラーコーン等を用いて、地区ごとのスペースを定める。 ＜居住スペースの割り振りに活用する道具の例＞ 巻き尺、養生テープ、ガムテープ、カラーテープ、ビニールひも、筆記用具（マジック、掲示物作成用の白紙等）、ブルーシート、カラーコーン
➤ペット同行避難者への対応は、屋根のある屋外（踊り場）等の一般避難スペースから少し離れた場所に、ペット用スペースを設ける（ペットはケージに入れるか、首輪を付けリードを柱に固定する）。
➤給食室や家庭科室等を、炊き出しスペースとして決定する。
➤宗教上「祈り」が必要な外国人等に配慮して、「祈り」が実施できるスペースを確保する。
□通路の確保
➤高齢者や障がい者、負傷者のため、車いすが通行可能な通路（幅1．3m）を確保のうえ、段差を解消する。
➤視覚障がい者や高齢者等が壁伝いにトイレ等へ移動できるよう、一部壁際を通路とする等の配慮をする。
□避難所周辺の利用範囲の決定
➤車両避難者に対して、避難所の施設の駐車場やグラウンドの一部、近隣の大規模駐車場等を駐車スペースとして指定し、誘導する。
➤屋外駐車場やグラウンドは、物資の搬入ルートを優先確保する必要があるため、場合によっては、避難者の駐車場としての利用を一部制限する。
➤大規模災害時は、ボランティアの活動拠点としての利用も想定されるため、避難所周辺の広場や公園等の確保も検討する。

【避難所の標準レイアウト図（例）】

◆体育館に設置

※避難所毎に適切なレイアウトを教室利用も含めて検討する必要がある



2-3 避難所の初動運営

①避難者の受付と居住スペースの割り振り

避難所担当市町村職員は、居住スペースの指定後、避難所利用者名簿【様式1】や被災者支援システム等を活用して避難者の受付を行ったのち、地域住民の代表者とともに避難者の居住スペースの割り振りを行います。なお、受付作業により避難所への入所が遅れることのないよう、受付は原則、自治会長や民生委員、地域の福祉委員などの協力を得て、居住地区ごとに速やかに行うとともに、可能であれば、障がいのある方を対象とした受付を用意することで、速やかなスペース割り振りが可能となります。

受付では避難所利用者名簿を、物資の要請や安否確認、要配慮者のスクリーニング（選別）に利用することを避難者に理解してもらいながら**確実に作成**します。

さらに、想定を超える避難者（帰省者や観光客、帰宅困難者等）が避難所へ避難・一時滞在してくることもあり、地域住民以外の方々への対応が必要となる場合もあります。

また、**感染症の拡大を防止**するため、受付時に体調不良を訴える方や症状が見受けられる方に対し、**検温及び聞き取りを実施し、感染症の可能性ある方を早期に抽出**することに努めます。要配慮者がヘルプマーク（※）を持参している場合には、必ず配慮事項を確認し名簿に反映するとともに、周囲の方の支援を受けることができるよう要配慮者に避難所内でのヘルプマークやビブス・リストバンドなどの掲示を案内します。

なお、避難所に避難している要配慮者の状況に応じて、内閣府の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」において、スクリーニング（選別）ができるよう、判断基準の例が示されています。これらを参考にして、**病院や福祉避難所など他の避難先等への搬送が必要な方がいる場合は、市町村災害対策本部と連携を取り、速やかに対応を検討**します。

※被災者支援システム

避難所の受付業務などのほか、避難者名簿の迅速な作成や外出状況を含めた人数の管理、持病や介護の状況、避難者の配慮事項の把握などの機能を有し、避難所運営などの被災者支援を迅速化・効率化するシステムです。

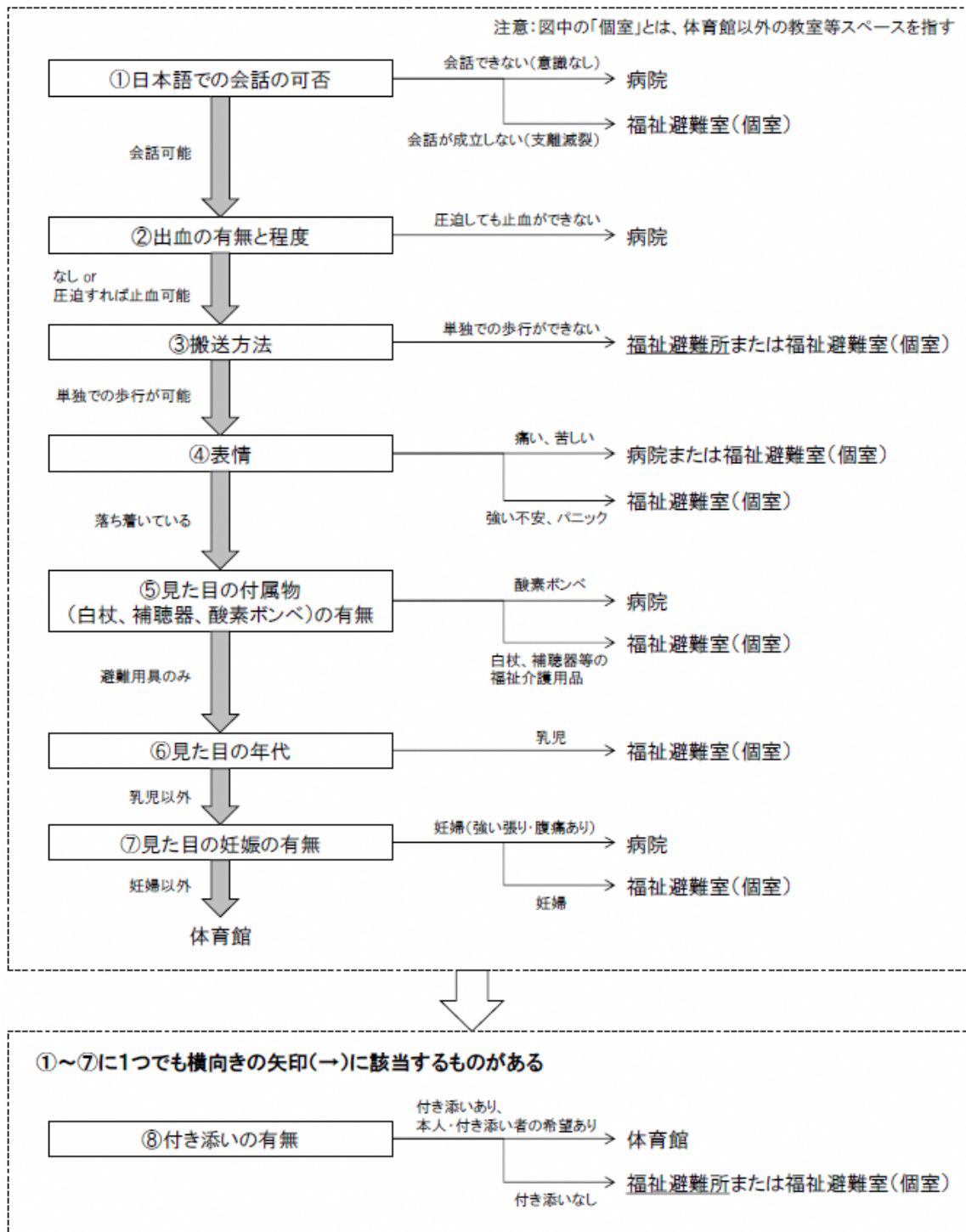
※ヘルプマークとは

義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、バッグ等に身に付けることで、周囲の方に配慮を必要とすること知らせ、援助を得やすくするものです。



スクリーニングの例

福祉スペース、福祉避難所、病院等への移送が必要な被災者を判断する指標の例



※「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」平成28年4月（令和3年5月改定）内閣府（防災担当）
P65 から転載

②避難者の把握

避難所利用者名簿【様式1】により、避難所に避難した避難者の人数と、配慮を要する人の状況を速やかに把握します。記載内容は個人情報となりますので、十分な注意を払い、保管場所や方法等に留意することが必要です。

③通信手段の確保

災害時には、避難所の固定電話が通信規制により使用できない場合があるため、代替となる通信手段の確保が必要となります。

避難所担当市町村職員は、速やかに通信手段を確保し、避難所を開設した旨と、避難所の状況、避難者の人数等を市町村災害対策本部へ連絡します。

また、災害時には「00000JAPAN」（ファイブゼロ・ジャパン）により無線LANを接続することで、通信会社の契約等によらず、誰でもインターネット接続が可能である場合には、避難者への周知することが望ましいです。

《災害時の通信手段の例》

- ◆ 避難所の固定電話、衛星携帯電話
- ◆ 防災無線（レシーバー型等の移動系）
- ◆ パソコンによる通信（避難所のインターネット回線の使用）
- ◆ 個人の携帯電話（通話機能、メール機能等を利用）
- ◆ 伝令要員（バイク・自転車・徒歩）
- ◆ 事業者との連携（NTTによる衛星通信、公衆電話の設置等）
- ◆ アマチュア無線利用者との連携
- ◆ 災害用伝言ダイヤル（171）の利用

《避難所の初動運営時にすべきこと③》

避難者（地域住民の代表及び協力者）、避難所担当市町村職員

☐ 避難者の受付

☐ 避難者数、被害状況等の把握

➤ 避難所利用者名簿【様式1】を整備（太枠内を優先的に記入し、早急に整備）する。

☐ 想定を超える避難者（帰省者や観光客、帰宅困難者等）への対応

➤ 備蓄品や民間事業者からの調達により、帰省者や観光客、帰宅困難者等のための備蓄・資機材を確保する。

➤ 帰省者や観光客、帰宅困難者等が避難してきた場合に、災害対策本部で、

市町村内の事業所や学校等に、一時滞在施設の開設の要請を行うなど、代替避難所や宿泊施設への誘導を行う。
☐ 負傷者や要配慮者等の被災者のスクリーニング (病院や福祉避難所への搬送者の決定)
➤ P15《要配慮者のスクリーニング例》を参照
☐ 食料・飲料水その他生活必需品の過不足の把握
☐ 避難所の備蓄倉庫からの必要物品(資機材や生活必需品)の搬入、過不足の把握
☐ 通信手段の確保 (Wi-Fi の確保)
避難所担当市町村職員
☐ 避難所の開設、避難者の状況等を市町村災害対策本部へ報告
➤ 避難所開設報告書【様式3】、避難所状況報告書【様式4】を利用
避難者(地域住民の代表及び協力者)
☐ 散乱危険物の除去等、施設管理者の補助
☐ 避難所開設の広報補助
☐ 家族や近隣住民同士の安否確認(負傷者への応急手当)

④避難所リスト等の作成

避難所の避難者の数や状況の把握は、物資の配給等において重要なため、市町村の災害対策本部は、開設している避難所のリスト化を行う必要があります。併せて、ライフラインの状況、食料・飲料水の備蓄状況、パーティション・簡易ベッドの設置状況及びトイレ・入浴設備・冷暖房機器の状況についての把握を行うとともに、在宅避難者等についても必要な支援などの把握を行いましょう。

避難所リストの作成や様々な情報の把握には、個別の情報を記載できるような避難者や避難所に関するアプリやシステムを導入して、デジタル化して管理することが望ましいです。

2-4 トイレの確保

災害対応においては、水・食料・毛布等の確保が優先され、トイレの確保は後回しとされがちですが、**ノロウイルス等の感染症だけでなく、トイレの敬遠による健康被害を防ぐうえでも【掲示様式1～4】を参考にしたトイレの早急な整備を行う必要です。**

このため、平常時から避難所となる施設のし尿の処理方式（浄化槽か下水処理か）を把握するとともに、施設の収容人数に対する仮設トイレ等の必要数を把握しておくことが重要です。

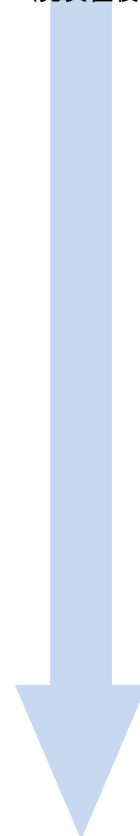
《災害用トイレの種類》

災害用のトイレには、以下のとおりいくつかの種類があり、既設の水洗トイレや下水処理場の状態によって適したものを使用する。

利用想定時期

携帯トイレ	既存の洋式便器に外袋を付けて使用し、排泄物は薬剤にて処理する。 水が無い状態で使用できるが、使用済みの便袋の回収・保管の対策に検討が必要。
簡易トイレ (組立式簡易トイレ)	簡易に持ち運びと設置ができ、段ボールなどの外箱に外袋を付けて使用し、排泄物は薬剤にて処理するもののほか、コンポスト（堆肥化）、乾燥や焼却等の方法がある。 水が無い状態で使用できるが、使用済みの便袋の回収・保管の対策に検討が必要。 パーティション等の個室空間の設置が必要。 ※備蓄している簡易トイレについては、その組立方法をマニュアル化するとともに、平時から組立訓練を実施することが必要。
仮設トイレ (快適トイレ)	男女ともに工事現場（災害時には被災地で使用）で快適に使用できる仮設トイレとして、国土交通省が標準仕様(※)を制定。 ※洋式（洋風）便器、水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）、臭い逆流防止機能、容易に開かない施錠機能、照明設備、衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚（耐荷重 5kg 以上）

初動期
(発災直後)



仮設トイレ 設置型 (汲み取り)	電気なしで利用できるものが多く、便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。 階段付きのものが多く、車イスで利用できるバリアフリータイプもある。 仮設トイレを設置する時には、高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所に設定する必要がある。
仮設トイレ 組立型 (汲み取り)	便槽へ貯留する形式と、マンホールへ直結流下する方式があり、折りたたみ式で搬送や保管が比較的容易。 汲み取りの体制、バリアフリーへの配慮、照明の設置等による安全面の配慮に検討が必要。
マンホール トイレ	下水道のマンホールや下水道管へ直結する形式のトイレであり、仮設トイレの形式のほか、備蓄や収納に優れた様々な形式がある。 屋外への設置が主であるため、安全面の配慮が必要であるほか、設置方法について事前に周知・徹底が必要。
トイレカー ・トイレト ラック	トイレ設備を備えた車両を指し、し尿を貯留するタイプや処理装置を備えたタイプがある。また、水洗式や洗面台があるタイプもあり、衛生面に優れている。 トイレは車載可能な範囲で設計変更でき、処理方式の違いで、使用可能回数が異なる。 ユニバーサルデザインを導入したタイプも開発されている。高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。

展開期
安定期



《避難所の初動運営時にすべきこと④》	
地域住民の代表者	避難所担当市町村職員、施設管理者、 地域住民の協力者
□トイレの適切な使用	□トイレの確保
➤ トイレを使うときの注意（例） 【掲示様式1】を参照	➤ P17《災害用トイレの種類》、 P18《水洗トイレの使用可否の確認》 参照
□適切な感染症予防	□適切な衛生環境の確保
➤ 「できていますか？衛生的な手洗い」 【掲示様式2】、「冬は特にご注意！ ノロウイルスによる食中毒」【掲示 様式3】、「ノロウイルスの感染を広げな いために」【掲示様式4】を参照	➤ 「できていますか？衛生的な手洗い」 【掲示様式2】、「冬は特にご注意！ ノロウイルスによる食中毒」【掲示様 式3】、「ノロウイルスの感染を広げ ないために」【掲示様式4】を参照
《水洗トイレの使用可否の確認》	
下記手順により上下水道、浄化槽の使用の可否を確認する。 確認できない場合は、水道が使用可能でも、携帯トイレや簡易トイレ等、水を使用しない災害用トイレを使用する。	
手順1. トイレの状態確認	
➤ 室内の安全性、便器等の破損状態の確認する。	
➤ 使用できない状態であれば、簡易トイレを設置（便袋を使用し、汚物は薬剤処理）するとともに、仮設トイレの設置を要請する。 また、「簡易トイレ使用方法」を掲示し、衛生的な利用に努める。	
手順2. （1により確認したトイレの状態が良好であれば）下水または浄化槽の確認	
➤ 排水管、汚水マス・マンホール等の漏水の有無を確認する。また、浄化槽維持管理者（浄化槽保守点検業者、清掃業者）に浄化槽の被害状況（破損の有無）の確認を依頼する。	
➤ 漏水及び浄化槽の破損が見られた場合、既存の洋式便器を使用（便袋を使用し、汚物は薬剤処理）するとともに、仮設トイレの設置を要請する。（便器が和式便器しかない場合は、簡易トイレを設置）	
➤ 下水が使用可能であれば、市町村災害対策本部へ、下水処理場の被害状況を踏まえた、下水の使用の可否を確認する。	
手順3. （2の下水または浄化槽の状態が良好であれば）上水の確認	
➤ 蛇口を使用し、上水使用の可否を確認する。	
➤ 上水が使用不可の場合、井戸水や、プールの水の状況把握をする。	
➤ 使用可能な水源が確保できた場合、給水のための設備（浄水機、エン	

ジンポンプ等)の確認をする。 ➤給水のための設備が確保できた場合、早急に給水を行い、トイレの水洗に利用する。
手順 4. (3の上水の状態が良好であれば) トイレの使用を開始
《既設トイレの活用（携帯トイレ、簡易トイレの使用）》
＜既設の水洗トイレが使用できない場合＞
➤洋式トイレの場合 便座にビニール袋をかぶせて固定し、その上に携帯トイレを付けて使用する。 ➤和式トイレの場合 便器の上に板や段ボール等を置いて、便器を封鎖し、その上に簡易トイレを設置して使用する。
写真「避難所等における トイレ対策の手引き」(兵庫県)
➤衛生面を考慮し、トイレ専用の履き物の使用を徹底する。
《仮設トイレの設置》
➤避難所から水洗トイレの使用不可の連絡を受けた場合、市町村は早急に仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。 仮設トイレは、下記「災害用トイレの設置基準」を満たす数量、高齢者・障がい者等に配慮した機種選定と、多目的トイレや男女共同トイレ、要配慮者専用トイレを設置する。
➤仮設トイレには、設置型や組立型の他に、トイレカー（※）等や、トイレコンテナ等があるため、仮設トイレの種類に応じて適切な配置場所を決める。
➤市町村は、し尿処理体制について、協定等で事前準備の体制を確立するとともに、発災後は迅速な手配を行う。
➤仮設トイレがバリアフリー化されていない等の理由により、高齢者・障がい者等の要配慮者の利用が困難な場合、要配慮者専用トイレとして、既設の洋式トイレを活用した携帯トイレの継続使用も検討する。
➤女性トイレと男性トイレは離れた場所に設置することが望ましい。女性用トイレには、女性用品・防犯ブザーの配置（生理用品等処理できるスペースを確保）。男性用トイレには、尿取りパット等を配置する。
➤全ての被災者が安全に使えるトイレの場所を選定するため、屋外トイレは暗がりにならない場所に設置し、錠のあるトイレを利用する。

※＜参考＞

岐阜県では、下記のトイレトラック 1 台を配備しており、災害時に活用が可能です。

※仕様等

- ・ 全長 6,980 mm×全幅 2,250 mm×全高 3,230 mm
- ・ 1 台あたり入口単独の洋式水洗トイレ室 4 室、多機能トイレ室 1 室（計 5 室）
- ・ 各室洗面台、電動換気扇、暖房等を設置
- ・ 清水・汚物タンク、ソーラー発電システムを備え、断水、停電時でも活動可能
- ・ 1 回の給水で、約 1,000 回使用可能



<災害用トイレの設置基準（目安）>

※内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和6年12月）」

市町村は、スフィア基準に沿って

- ・災害発生当初は、避難者 **50人当たり1基**
- ・その後、避難が長期化する場合には、**20人当たり1基**
- ・女性用と男性用トイレの比率 **3：1**
- ・トイレの平均的な使用回数は、1日5回

として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成すること。

■過去の災害における仮設トイレの数

災害名	仮設トイレの数	状況等
北海道南西沖地震	約20人に1基	混乱なし
阪神・淡路大震災	約75人に1基	左記の数量が配備された段階で苦情が殆どなくなる。
雲仙普賢岳噴火災害	約120人～140人に1基	不足気味

（出典）震災時のトイレ対策（（財）日本消防設備安全センター1997年発行）

目安の出典等		トイレの個数	
国連による目安 UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）が示す緊急事態における数量の目安		状況により対応を選択 第1案 1世帯1基 第2案 20人当たり1基 第3案 100人当たり1個室又は1排泄区域	
	公共の場所・施設	トイレの個数（短期）	トイレの個数（長期）
スフィア・プロジェクトによる目安※	市場	露店50につき1基	露店20につき1基
	病院・医療センター	ベッド数20床 または外来患者50人につき1基	ベッド数10床 または外来患者20人につき1基
	給食センター	大人50人につき1基 子ども20人につき1基	大人20人につき1基 子ども10人につき1基
	受入/一時滞在センター	50人につき1基 女性対男性の割合は3：1	
	学校	女子30人につき1基 男子60人につき1基	女子30人につき1基 男子60人につき1基
	事務所		スタッフ20人につき1基

※（出典）スフィア・プロジェクト人道憲章と人道対応に関する最低基準（2011年版）

2-5 食料・物資の提供

発災直後は、市町村などから備蓄食料・物資の提供があります。また、避難所からの要請を待たずに、国から食料・水・毛布等の物資が届く「プッシュ型」の支援による食料・物資の提供も想定されます。備蓄や支援の食料・物資が到着したら、市町村、地域住民の協力者が中心となり、配布を行います。

《避難所の初動運営時にすべきこと⑤》	
地域住民の協力者、避難所担当市町村職員	
□食料・水・毛布等の食料・物資の配布	
➤食料・物資が避難者数に足りない場合は、まず配布実施の是非について検討する。	
➤やむを得ない事情により、一部の者に限定して配布する場合は、事前に事情や配布のルールなどを避難者に十分説明し、理解を得たうえで配布をする。なお、緊急を要する場合は、その都度、病人やけが人、妊産婦や乳幼児等の要配慮者に優先的に配布する等、柔軟に対応する。	
➤食料・物資の要請においては、要配慮者（高齢者への医療・介護用品や、乳幼児のいる世帯への乳児用液体ミルク及び粉ミルク、食物アレルギーのある方へのアレルギー対応食等）や車両避難者等の避難所以外の避難者のニーズを聞き取り、要請する。	
□プッシュ型支援物資の受入れ（受取り）	
➤プッシュ型の支援においては、水や食料など必要最低限の支援物資を緊急に届けるため、避難所からの要請を待たず、ニーズの予測に基づき、物流会社の拠点または市町村の搬入拠点から、物流会社のトラック等により物資が搬入される。	
➤受入れ側はいつどれだけの物資が到着するか分からず、時間帯や物量によっては、受け手側の人手不足等が生じ、物資の受入れや、その後の物資管理に大きく支障を来す場合もあるため、受入方法の事前想定と、物資到着時の、地域の自主防災組織を中心とする避難者の協力が必要である。	
➤「物資調達・輸送調整等支援システム」において、支援物資の調達・輸送状況を把握し、物資の搬入の参考とする。	
□食料・物資の保管・管理	
➤食料・物資管理簿【様式8】と物資調達・輸送調整等支援システムを利用し、管理を行う。	

※物資調達・輸送調整等支援システムとは

国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するために開発され、令和2年度から運用されているシステムです。

地方公共団体は、スマートフォンやタブレットを使い、避難所から直接支援を要請することができ、国は、避難所からの物資ニーズをリアルタイムに把握するとともに、全国の物資ニーズや調達・輸送状況を一元的に管理・共有し、迅速に物資支援を行います。

第3章 展開期（発災後24時間～発災後3週間程度）

3-1 避難所運営委員会と運営班の設置

初動期においては、市町村（避難所担当市町村職員）、施設管理者、地域住民の協力者が協力して避難所開設と運営を行います。発災後24時間を目標に、避難所運営委員会と運営班を組織し、在宅避難者や車両避難者も含む避難所利用者全員による自主運営を目指します。

運営組織には、多様な立場の代表が参画が望まれます。（女性や介護・介助が必要な人、障がい者、乳幼児がいる家庭の人、PTA、中学生・高校生、外国人（居住者が多い場合））また、時期の経過につれ、必要な用務は変化しますので、柔軟に組織を見直すことが必要です。

《展開期の避難所運営すべきこと①》		
地域住民、市町村（避難所支援担当者）、施設管理者		
□避難所運営委員会と運営班の設置		
➤＜組織図（例）＞を参考に避難所運営委員会と運営班を設置する。 運営委員会には女性を積極的に起用（3割以上参画）し、ボランティアとの連携も図る。 ＜組織図（例）＞		
避難所運営委員会		
◎市町村（避難所支援担当者） ※避難所運営の全体責任者 ・市町村災害対策本部との連絡調整 ・個人情報の管理、マスコミ対応 等		
◎施設管理者 ※施設の利用に関する決定・支援 等		
◎地域住民	運営班（業務例）	
委員長・副委員長 （各運営班長との兼務も可、男女両方を配置）	班長	総務班 ・避難所全般の取りまとめ ・居住スペースの管理 ・委員会運営と市町村災害対策本部への報告 ・避難所の安全管理、防火、防犯 ・ボランティアのマッチングと受入れ対応

	班長	避難者情報管理班 ・避難者カードの配布、印刷、回収 ・避難所利用者名簿の作成管理 ・車両避難者、在宅避難者の状況把握 (避難場所の確認、各種情報の提供と健康管理)
	班長	情報提供班 ・伝達機器の確保と情報収集、管理 ・広報（掲示板、館内放送） ・安否照会、電話・来客対応、マスコミ対応に係る市町村職員の補助
	班長	食料・物資班 ・水や食料や物資の確保、要請、配布、管理 (炊き出しを含む)
	班長	生活支援班 ・要配慮者への支援 (対応可否の判断と適切な応援要請) ・ペット同伴者への対応 ・こころのケア対策、各種専用相談所の設置
	班長	衛生班 ・避難所の衛生管理（掃除の分担等） ・避難所の感染症対策（手洗い勧奨、感染者隔離） ・避難者の健康管理 (エコノミークラス症候群対策、熱中症対策) ・傷病者への対応
市町村災害対策本部の支援 応援職員・ボランティアの協力		
➤運営委員会は、原則１日１回以上開催し、委員長、副委員長、各運営班長のほか、市町村避難所支援担当者、施設管理者、派遣職員やボランティアの代表者も参加し、情報の共有をする。		
➤運営委員会において、避難所運営ルールを定め、掲示板へ掲載する。 (避難所生活ルール（例）【様式７】を参照) (多言語表示やピクトグラムを用いて外国人への配慮した掲載をする。)		
➤各運営班においては、避難所用務日誌【様式５】を記入し、避難所運営委員会にて情報共有を行う。		

➤避難所運営委員会後は、避難所状況報告書【様式4】を記入し、市町村災害対策本部へ報告を行う。
➤市町村（避難所支援担当者）等は、事務引継書【様式6】を記入し、確実な事務引き継ぎを行う。
➤避難者による食事作り・片付け、清掃等の負担が、特定の性別や立場の人に偏らないよう配慮する。 ➤同時に、同性による介助や看護、女性用品は女性担当者が配付するよう配慮する。
➤避難者から要望や困りごとを受けられる仕組み体制を検討（トイレ等への意見箱の設置）し、女性や子育て・介護中の家庭の要望や困りごとを積極的に聞き取り、運営に反映するよう配慮する。 ➤要望を受ける体制は男女両方で編成し、それぞれの異なる支援ニーズが満たされるよう配慮する。

【運営班の振分けのアドバイス】

- ・地域コミュニティを活用し、班長等を自治会長中心に選任する。
- ・運営に女性が携わることができるように配慮する。
- ・車両避難者や在宅避難者も、避難所の利用者として運営班の業務を担う。
- ・避難者カードの「避難所運営に協力できること（資格・特技）」への記入内容をもとに、各避難者の特性を活かせるよう、運営班を編成する。

○避難者情報管理班

- ・個人情報の管理責任者として市町村職員から班長を選任、派遣職員も活用する。
- ・車両避難者の代表者を選任し、連携を図る。

○情報提供班

- ・避難所に常駐できる人を選任する。
- ・各種情報媒体からの情報収集ができる人を選任する。
- ・マスコミなどの部外者が許可なく入所することのないよう、市町村職員と連携を取りながら、市町村職員が行うマスコミ対応などを補助する。

○食料・物資班

- ・女性も選任し、女性用物資の配布に配慮する他、ニーズの把握に努める。

○生活支援班

- ・可能であれば、保健師や介護士等、専門的知識を有する人を含め、要配慮者の意見を取り入れることのできる人を選任する。

○衛生班

- ・可能であれば、医師や保健師等、専門的知識を有する人を含め、的確な措置を実施できるようにする。

3-2 避難者の確認

避難所の生活において、親族等からの安否の確認や、食料や物資の支援要請、要配慮者への配慮、市町村による被災者支援などへ対応するため、**避難者カード【様式2】**の記入と、**避難所利用者名簿【様式1】**の更新が必要です。

ただし、避難所利用者名簿や避難者カードの記載内容は個人情報のため、避難所運営委員会や運営班において、責任を持って取扱うとともに、保管場所や保管方法等に十分な注意を払い、徹底した管理を行うことが必要です。

なお、被災者支援システムを活用することで、情報の管理や更新が容易になります。

《展開期の避難所運営すべきこと②》
避難所利用者（全員）、避難者情報管理班、市町村（避難所支援担当者）
□避難者カードの印刷、配布
➤避難者カード【様式2】を利用し、車両避難者、避難所近隣の在宅避難者等も含め、避難所利用者全員が記入する。 初動期の避難受付の際（避難所利用者受付名簿【様式1】記載時）に、避難者カードを配布する。
➤在宅避難者への避難者カードの配布は、該当する地区の自治会長などの協力を得ることも検討する。また、車両避難者、在宅避難者の把握が困難である場合は、物資受け渡しの際に避難者カードの提出の有無を確認することが効果的である。
□避難者カードの記入
➤原則、世帯単位で記入する。不明な点は空欄のまま提出し、後日、避難者情報管理班へ報告する。
➤各項目は、それぞれの滞在場所や、食事への配慮の要否（アレルギー、乳幼児、宗教的理由等）、医療的配慮・介護の要否、日本語が使えない者（外国人）への配慮の要否等を把握し対応するため、確実に記入する。
➤避難所を退所（親族の家へ避難する等）する場合は、退所後も支援情報等を確実に受け取れるよう、「避難所の総合受付」まで必ず連絡し、退所時記入欄を記入する。
□避難者カードの回収と退所時連絡の呼びかけ
➤区域設定で定めたスペースに避難者を誘導後、避難者カードを回収することにより、避難所内における所在地の確認を行う。
➤避難者カード回収時に、退所時に運営委員会または避難者情報管理班へ連絡するよう呼びかけをする。また、貼紙等を活用し、退所時の連絡について周知する。

□避難所利用者名簿の作成
➤避難者カードをもとに、初動期において作製した避難所利用者名簿【様式１】を、手書きまたは電子データにて「地域別、あいうえお順」等に整理し、結果を市町村災害対策本部への避難所状況報告書【様式４】へ転記し報告する。
□避難世帯数、避難人員数、避難所施設の状況、ライフラインの状況について、市町村災害対策本部へ報告（毎日１回以上）
➤避難所状況報告書【様式４】を利用して報告する。別の避難所への移動や、反対に当該避難所への移動、また不足物資や避難者のニーズ把握の情報源ともなるため、確実に報告する。
□避難先の移動
➤避難所に避難者を受け入れることが困難な（人数超過等）場合には、市町村災害対策本部へ報告し、受け入れ先の調整を依頼する。市町村内で対応が困難な場合は、市町村災害対策本部から県災害対策本部へ受け入れ先の調整を依頼する。
➤移動は避難者自身での移動が望ましいが、不可能な場合は県・市町村や、他自治体からの派遣職員等、防犯・安全上の保障がされる者へ依頼をする。
➤県・市町村域を越える避難所への移動の場合は、避難者の移動方法について、県と市町村の災害対策本部が協議のうえ決定し、実施する。

3-3 用途に応じたスペースの設置（居住・運営スペース）

避難所の運営にあたり、下記の留意事項を踏まえてスペースを確保します。
特に、高齢者や女性、障がい者に配慮したスペースの確保が求められます。
（P13【避難所の標準レイアウト図（例）】を参照）

《展開期の避難所運営すべきこと③》
総務班（各運営班）、市町村（避難所支援担当者）、施設管理者
□居住スペースの設置
● 居住スペース
➤原則、居住地区ごとに区割りをして振り分ける。
➤スペースの広さは避難所ごとに定められているが、不明な場合はひとまず、1人あたり3.5㎡以上（目安）を基準とする。 ※あくまで目安であるため、避難所のスペースや避難者の事情に合わせて、地域で検討する。
➤要配慮者のうち高齢者や身体障がい者（を有する世帯）の避難スペースは、人の目が届きやすく、壁や出入口、トイレ、掲示板等の近くに配置する。また、畳の部屋の活用等、必要な配慮の種類に応じ、適した居住スペースを設ける。また、要配慮者の要望に応じて、男女別の要配慮者用スペースを設置する。
➤要配慮者のうち発達障がい者、精神障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者を有する世帯の避難スペースは、避難者の不安解消やトラブル防止のため、同じ環境の家族が近くになるようにし、周囲からストレスを受けにくい場所に避難スペースを設ける。避難所施設において個室が使用できる場合や、トレーラーハウス等の設置ができた場合、優先して利用する。
➤单身女性や女性のための世帯用エリアも確保する。
➤各部屋に部屋札（多言語、ピクトグラム、やさしい日本語）を設置する。
● 授乳スペース
➤専用の個室が望ましいが、場所の確保が困難な場合は、女性用の更衣室にパーティション等を用いて設置する（防犯ブザーを設置するなどの防犯対策を行う）。
● 福祉避難スペース
➤発災直後、福祉避難所を利用する必要がある方が、移動をするまでの間一時的に利用するスペースを設置する。
● ペットスペース
➤アレルギー、騒音や衛生上の問題から、ペットの飼育場所を別に確保して、人が生活する場所と分けて飼育する。
➤ペット飼育者とペット非飼育者の生活場所を分け、ペット飼育者が同伴で生活することも検討する。
➤被災動物の救援について、市町村での対応が困難な場合は、市町村災害対

策本部から県災害対策本部へ応援要請を行う。
● 車両避難者用駐車場の指定
➤避難所の施設の駐車場やグラウンドの一部、近隣の大型駐車場等を、車両避難者用の駐車場とし、避難者の把握をする。
➤車両避難者へは、保健師による声かけを積極的に行い、エコノミークラス症候群の予防に努めるとともに、避難所（屋内）への移動を促す。
□通路の確保
➤高齢者や障がい者、負傷者のため、車いすが通行可能な通路（幅1.3m）を確保するとともに、段差を解消する。
➤視覚障がい者や高齢者等へは、壁伝いにトイレ等へ移動できるよう、一部壁際を通路とする等の配慮をする。
□運営スペースの設置
● 運営本部
➤避難所の本部となる場所であり、避難所運営委員会の会議や、情報の集約、市町村災害対策本部との調整は、運営本部を介して行う。
➤避難者の個人情報を取り扱うため、関係者以外立ち入り禁止とする。
● 受付
➤入口付近に設置し、避難所の入退所受付や、ボランティア、マスコミ、来客等の外来者に対する受付を行う。
● 支援者用スペース（屋外テント等を設置（可能であれば屋内））
➤自衛隊・他自治体からの派遣職員・ボランティアを受け入れるためのスペースについて、活動拠点場所と車両の駐車場所を確保する。
● 掲示板
➤安否情報や市町村からの連絡事項、避難所運営における連絡事項や、一日の予定（入浴や炊き出し支援等）等を掲示する。
➤既存の掲示板の利用または、ホワイトボード等を活用し、避難者全員に情報が行き渡るよう、入口付近に設置する（場合によっては複数箇所の設置も検討する）。
● 救護スペース
➤DMAT（災害派遣医療チーム）を中心とした医療班による、負傷者への応急の医療活動を行う。負傷者の搬入や病院等への搬出移送に備え、発災直後は入口周辺に設置し、展開期には保健室や医務室等に設置し、簡易ベッドや応急救護用具を設置する。
● 予備スペース
➤感染症発生時の患者隔離スペース等、緊急時に活用することを想定し、確保しておく。

3-3 用途に応じたスペースの設置（その他各種スペース）

避難生活の長期化が想定される場合、居住スペースのほかに、様々な用途に応じた部屋（スペース）の設置することが必要です。

（P13【避難所の標準レイアウト図（例）】を参照）

□各種スペースの設置
● 食料・物資保管スペース ➤食料や物資を保管する場所であるため、高温・多湿の場所を避け、耐荷重の大きいコンクリート床の場所に設置する。また、トラックによる物資の搬入と、避難者への配給がしやすく、施錠可能な場所が望ましい。
● 給水所（屋外） ➤居住スペースに近く、給水車の出入りがしやすい場所に設置する。
● 炊き出しスペース（既存設備の利用、屋外のテント等） ➤避難所の既存設備である調理場等を利用する場合は、ガスなどの設備が使用可能かどうか確認してから利用する ➤屋外テントで炊き出しを行う場合は、居住スペースに近く、水源から近い場所で行う。
● 仮設トイレ（屋外） ➤衛生、臭気の問題があるので原則屋外に設置するとともに、手洗い場の設置にも努める。 ➤防犯や夜間の利用も考慮し、居住施設から離れすぎない場所に設置するとともに、トイレの内外に照明や防犯ブザーを設置する。女性トイレと男性トイレは離れた場所に設置することが望ましい。 ➤仮設トイレがバリアフリー化されていない等の理由により、高齢者・障がい者等の要配慮者の利用が困難な場合、要配慮者専用トイレとして、既設の洋式トイレを活用した携帯トイレの継続使用も検討する。 ➤女性用トイレには、女性用品・防犯ブザーを配置（生理用品等処理できるスペースを確保）。男性用トイレには、尿取りパット等を配置する。 ➤全ての被災者が安全に使えるトイレの場所を選定するため、屋外トイレは暗がりにならない場所に設置し、錠のあるトイレを利用する。
● 洗濯機の設置（建物の軒先等に設置） ➤水源や排水の位置を考慮し、洗濯機・ランドリーカーを配置する。 ➤洗濯機が複数使用できる場合は、一般用とペット同伴避難者用等、利用者の種類別に、使用方法を定めることが望ましい。 （洗濯機使用予約表を作成し、衛生班で管理することも検討する）
● 共用・男女別物干し場（屋外） ➤物干し場は、日当たりの良い場所で、共用場所と男女別の場所を確保する。 ➤女性専用の場所は建物の屋上等、プライバシーの確保に配慮した安全に使用できる場所に設置することが望ましい。
● 仮設風呂（屋外）

➤ 仮設風呂を利用する場合は、水源や排水を考慮するとともに、プライバシーの確保が可能な位置に設置する。
➤ 安全で可能な限りバリアフリーに対応した、昼夜・男女問わず一人で（又は付き添いを受けながら）入浴できる施設を用意することが望ましい
➤ 入浴施設の確保が困難な場合は、長期の避難生活による衛生状態の悪化を抑えるため、シャワーを浴びることができる環境を確保する。
● 相談コーナー
➤ 個室やパーティションで仕切られた空間において、保健師や介護士等による相談窓口を開設し、高齢者・女性・妊産婦等を対象とした健康や避難所生活上の悩みへの相談スペースを設ける。
➤ 女性専用スペース（女性用品の配置や女性のための相談ができるスペース）を確保することが望ましい。
➤ 男性・女性両方の相談員を配置し、男女それぞれのニーズの聞き取りを行える体制を整える。
● 男女別更衣室・休養室
➤ 原則、男女別に離れた場所で、施錠の可能な個室部屋を確保する。
➤ 男女別で離れた場所に設置することが望ましいが、個室が確保できない場合は、避難所内の一角をパーティション等で仕切って更衣スペースを確保する。
➤ 化粧や身だしなみを整えるため、姿見の設置等を検討する。
● キッズスペース（子どもの遊び場）
➤ 子どものストレス軽減のため、遊び場となるスペースを設置し、絵を描いたり、子どもが遊ぶことのできるスペースを確保する。保育士等のボランティアの活用も検討する。
● 自習室
➤ 学生・生徒・受験生などに配慮して、落ち着いて学習できるスペースの確保を検討する。学校が避難所として利用されている場合は、施設管理者と相談のうえ、放課後の教室利用等も検討する。
● 手指消毒用スペース
➤ 感染症予防のため、避難所の出入口やトイレの周辺に消毒液を複数設置し、手指の消毒を徹底する。
● ごみ集積所（屋内（居住スペースと別棟の倉庫等））
➤ 衛生、臭気への配慮として生活場所から離れている場所、野生動物の侵入を防止できる場所、清掃車の出入りがしやすい場所に設置する。
● 喫煙所
➤ 避難者間のトラブルの原因となるため、原則屋外に設ける。
● 祈祷室
➤ 宗教上「祈り」が必要な外国人等に配慮して、「祈り」が実施できるスペースを確保する。

3-4 水の確保（飲料水・生活用水等）

水の確保をする際には、車両避難者、在宅避難者を含む避難所利用者の全体数を把握し、飲料水を優先に確保します。（飲料水は1人1日3リットルが目安）

なお、避難者にオストメイト（人工の肛門・膀胱の利用者）の方がいる場合は、飲料用だけでなく、生活において清潔（飲料水程度の清潔さを要する）な水が、1日1リットル程度必要となることがあるため、水の確保において配慮が必要です。

《展開期の避難所運営すべきこと④》
食料・物資班、市町村（避難所支援担当者）、施設管理者
□水道利用の可否（避難所の水道施設の被害状況）の確認
➤受水槽、高架水槽の被害の有無、水質状況を確認する。
➤揚水ポンプの運転可否を確認する。
➤散水栓（蛇口）の使用の可否を確認する。
➤市町村災害対策本部に問い合わせをし、水道施設の復旧状況を確認する。
□飲料水の確保（その1）（水道水の使用の可否を問わず実施）
➤飲料水はペットボトル等、密閉されたものの確保を最優先とし、市町村災害対策本部へ電話や物資調達・輸送調整等支援システム等により要請する。
□飲料水の確保（その2）給水拠点の確認（水道水が使用できない場合）
➤密閉された飲料水の確保は限りがあるため、同時進行で給水拠点からの給水を検討する。
➤近隣の浄水場・給水所・応急給水槽の稼働状況を確認する。
➤「給水拠点」で飲料水の給水をする。
□飲料水の確保（その3）飲料水の緊急要請（水道水が使用できない場合）
➤飲料水の必要水量（1人1日3リットル×避難所利用者数）を把握し、市町村災害対策本部へ電話や物資調達・輸送調整等支援システム等により要請をする。
➤車両輸送を受ける場合は受水槽の設置場所等の受入体制の調整をする。
□生活用水の確保（井戸水や、プールの水の状況把握及び給水）
➤飲料水としての水質の確認をする（市町村災害対策本部へ要請する）。
➤給水のための設備（浄水機、エンジンポンプ等）の確認をする。

3-5 食料・物資の提供

食料・物資（生活必需品等）の提供においては、まず避難者のニーズ把握を行ったうえで、市町村災害対策本部へ要請します。その後、物資の搬入ルートや積み降ろし場所を確保し、避難者の人数等を確認後、必要な食料・物資を受取り、配布します。

《展開期の避難所運営すべきこと⑤》	
食料・物資班、市町村（避難所支援担当者）、施設管理者	
□物資の搬入ルートや積み降ろし場所の確保	
➤市町村災害対策本部と調整し、一時集積配分拠点から避難所までの物資運搬手段を確保する。	
➤避難所の近辺から物資の積み降ろし場所までのトラックの動線を確保する。	
□必要な食料・物資の品目、数量確認と提供要請	
➤【様式8～10】を利用し、避難所に付帯する備蓄倉庫内の備蓄食料・物資の品目、数量を確認する。	
➤物資調達・輸送調整等支援システムにより、避難所内の備蓄食料・物資の品目、数量を管理し、避難者からのニーズを聞き取ったうえで、物資の要請を行う。	
➤避難者からの物資ニーズ把握には、物資調達・輸送調整等支援システムから出力できる地域内輸送拠点等の在庫一覧表を用いて行うなど、避難者側のニーズを把握しやすい環境をつくる。【揭示様式8】	
➤必要な食料等の品目、数量を避難者数（車両避難者や在宅避難者等の避難所以外の避難者として避難者カードに登録したものを含む）をもとに把握し、市町村災害対策本部へ電話や物資調達・輸送調整等支援システム等により要請する。避難者数は、昼夜で大きく異なるため、前日の数を参考にし、不足や過度の余剰が発生しないよう検討する。	
➤性別、高齢者用、妊産婦用、子ども用等、避難者の属性に応じた下着類、衣類について必要分量を把握し、市町村災害対策本部へ電話や物資調達・輸送調整等支援システム等により要請する。	
➤食料・物資の要請においては、要配慮者（高齢者への医療・介護用品や、乳幼児のいる世帯への乳児用液体ミルク及び粉ミルク、食物アレルギーのある方へのアレルギー対応食、文化の違いや宗教的な理由等により、食べられない食材がある方（ムスリム、ビーガン、ベジタリアン等）への代替食等）や車両避難者等の避難所以外の避難者のニーズを聞き取り、電話や物資調達・輸送調整等支援システムにより要請する。なお、個別対応が必要な要配慮者の食事ニーズは早めに把握し、アセスメントの実施に際しては、管理栄養士	

等に相談するよう努める。 また、慢性疾患のある方などへの食事提供等についても、管理栄養士等に相談するよう努める。
➤市町村は、救助物資の調達先の確保や配分方法（避難者への物資の提供基準は、災害救助法施行細則の定めによる）も確認しておく。市町村で不足する物資は市町村から県災害対策本部へ物資調達・輸送調整等支援システム等により要請する。
□食料・物資の管理
➤避難所で受け取った食料・物資については、食料・物資スペースにて在庫管理を行う（鍵のかかるスペースでの保管が望ましい）。
➤物資については、避難所に物資が山積みで必要な物が見つけられない状態にならないよう、「全員が共同で使用する物資」、「全員が各自使用する物資」、「特定者が使用する物資」等の分けをして保管する。 また、円滑な食料・物資提供のため、保管場所の配置図を作成するとよい。 →全員が共同使用…冷暖房器具、調理器具、トイレトペーパー等 →全員が各自使用…タオル、衣類、毛布、歯ブラシ等 →特定者が使用…乳児用液体ミルク及び粉ミルク、紙おむつ、生理用品等
□食料・物資の配布
➤食料・物資が足りない場合は、妊娠中・授乳中の女性を優先する。そのうえで配布実施の可否について検討する。やむを得ない事情により、一部の者に限定して配布する場合は、事前に事情や配布のルールなどを避難者に十分説明し理解を得たうえで配布をする。 なお、緊急を要する場合は、病人やけが人等の要配慮者に優先的に配布する等、柔軟に対応する。
➤食料については、消費・賞味期限や保存状態に十分配慮のうえ、できる限り速やかに配布し、必ず期限内に消費するよう呼びかける。
➤高齢者等の長時間配布を待つことが困難な方にも食料・物資が行き渡るよう、避難者同士の助け合いによる配布補助を検討する。
➤衣類や衛生用品は、性別や年齢に応じ、季節にあったものを提供する。
➤障がいのある人、妊娠中の女性などは、多くの衣類や衛生用品が必要となる。また、乳幼児や高齢者は体温の調節が難しいため、配慮が必要となる。
➤車両避難者や在宅避難者に対しても、食糧・物資配付の時間や場所を設定し、避難所の掲示板の小まめな閲覧を促すとともに、避難所の放送、広報車・拡声器の利用やビラの配布などにより、食料・物資の配布情報を周知する。
➤文化の違いや宗教的な理由等により、食べられない食材がある方（ムスリム、ビーガン、ベジタリアン等）への配慮が必要である。
□女性の担当者による物資配布・女性専用スペースの配置
➤物資の配布に際して、生理用品等、女性のみが利用する物資については、女性の担当者から配布を行うよう配慮し、女性専用スペース（女性用品の配置

や女性のための相談ができるスペース）を確保することが望ましい。
➤育児用ミルク（粉ミルク/液体ミルク）を配布する際は、授乳アセスメントシートに基づき説明した後に配布
□食事の提供
➤協定により弁当を確保するほか、キッチンカーの派遣を要請し温かい食事を提供する。また、個別対応が必要な要配慮者への食事提供等の際は、管理栄養士等に相談するよう努める。
➤炊き出し用の米や野菜などの食材は、地域住民による持ち寄りにより行い、不足する分は、【様式9】により市町村災害対策本部へ要請する。市町村で不足する場合は市町村から県災害対策本部へ要請する。
➤炊き出しのために必要な調理器具、水、食料、燃料等の確保をする。（避難所の既存設備である調理場・学校の給食室等を利用する場合は、ガスなどの設備が使用可能かどうか確認してから対応する）
➤炊き出しにおいては、食中毒等の発生が懸念されるため、 衛生面に十分配慮したうえで、実施を検討する。 また、調理の手順の表示や、主要なアレルギーの有無の表示、残食の廃棄を徹底する。

3-6 衛生環境の確保とごみ処理

災害時は、水・食料・毛布等の確保が優先され、トイレの確保は後回しとされがちですが、ノロウイルス等の感染症だけでなく、トイレの敬遠による健康被害を防ぐうえでも【掲示様式1～4】を参考にしたトイレの早急な整備を行う必要があります。

また、避難所の衛生的な環境を維持し感染症を予防するためには、災害時のごみ処理や洗濯等について、早期にルールを確立するとともに、男女両方及びあらゆる年齢層の被災者から意見を聞くことが必要です。

《展開期の避難所運営すべきこと⑥》	
衛生班、市町村（避難所支援担当者）、施設管理者	
□避難所の定期的な清掃、消毒、換気の実施	
➤個別スペースについては、一日1回以上、トイレ等の共有スペースも、状況に応じて一日1回以上定期的に清掃、換気を実施する。	
➤個別スペースは各個人にて清掃し、トイレ等の共有スペースは、避難者全体で当番表を作成し、清掃と手すりやドアノブ等の消毒（除菌用アルコールティッシュ、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等）を実施することで、感染症の予防に努める。	
□ごみの臨時集積所の設置	
➤ごみは、分別（特に可燃ごみと使用済みの便袋は分別を徹底し、市町村の廃棄方法に従い処理）を徹底した上で排出し、集積所へ収集する。 《使用済みの便袋の分別例》 ◆ 集積所に「便袋」の表示 ◆ 外袋に「便袋」の表示 ◆ 使用済みの便袋専用に着色した外袋	
➤集積所は、衛生、臭気への配慮として生活場所から離れている場所、野生動物の侵入を防止できる場所、清掃車の出入りがしやすい場所を選定する。	
□ごみの排出ルールの確立	
➤地域を担当する自治体の清掃部門と連携し、避難所における円滑なゴミ排出ルールを確立し、避難者に周知する。	
□洗濯できる環境の確保	
➤クリーニングサービスを提供する事業者等との協定に基づき、仮設洗濯場（洗濯機・乾燥機の設置、ランドリーカー等）及び洗濯用洗剤等洗濯キットを確保する。	
➤確保ができなかった場合は、コインランドリーとの巡回バス等の確保を行う。	

3-7 情報の収集と伝達

大規模災害の発災直後は、情報の錯綜や、通信回線が麻痺していることも考えられます。各種情報の発信や対外的なやりとりについては、担当班や班内における担当を明確にし、窓口を一本化して、情報の混乱を避けるようにします。

《展開期の避難所運営すべきこと⑦》	
情報提供班、避難者情報管理班、生活支援班、食料・物資班、市町村（避難所支援担当者）、施設管理者	
□情報収集・伝達機器の確保	
➤電気等が復旧され次第、伝達機器を確保し、市町村災害対策本部との情報のやりとりを図る。	
➤情報の収集に当たっては、テレビ・ラジオ・新聞・インターネット等のあらゆる手段を活用する。	
➤避難者が自発的に情報を収集・発信することができるよう、電話やFAX、テレビやラジオ等の設置、Wi-Fi環境の整備、マルチチャージャー等で携帯やスマホの充電対策を講じることで、避難者の不安除去を行う。	
□物資に関する情報提供	
➤避難者からの物資ニーズ把握には、物資調達・輸送調整等支援システムから出力できる地域内輸送拠点等の在庫一覧表を用いて行うなど、避難者側のニーズを把握しやすい環境をつくる。【揭示様式8】	
□揭示板の管理	
➤避難所の入口付近に、固定の揭示板があれば利用し、無い場合や不足する場合は、ホワイトボードや大きな段ボールを壁に貼るなどして、揭示板を作成する。	
《揭示板作成に必要な消耗品の例》	
◆ 紙（模造紙、コピー用紙、大き目の付箋紙）	
◆ 油性ペン（黒・赤・青等）（極太・太字・細字）	
◆ ホワイトボード用マジック、メモ書き用ボールペン	
◆ ガムテープ、セロテープ	
➤揭示板には避難所運営情報や復旧・復興に関する情報など、地域の全ての被災者へ伝達することを踏まえ、様々な情報を項目ごとに整理して揭示する。	
《揭示板に掲載する情報の例》	
◆ 最新情報（当日入った情報）、避難所ニュース（かわら版等）	
◆ 県、市町村災害対策本部からのお知らせ （り災証明書の発行、仮設住宅の入居案内等）	
◆ 避難所運営情報（避難所の生活ルール、避難所の平面図（区分図）、避難所の1日のタイムスケジュール、物資の配布情報等）	
◆ 生活情報（入浴、給水車、ライフライン復旧状況等）	
◆ 相談所の開設情報（医師、保健師等の派遣情報）	

◆ 近隣商店、入浴施設、病院等の営業情報 ◆ 地域内輸送拠点の在庫物資リスト
➤各班から要望のあった掲載希望について、掲示の可否及び掲示期間を検討し、掲示期間を下部に記入のうえ掲示する。
➤期間の過ぎた掲示物については、担当班へ確認のうえ、速やかに取り除く。
□館内放送等による情報伝達
➤掲示板に掲載した新着情報や物資の配布等のお知らせは、館内放送や拡声器等を利用して広報する。
➤重要な情報は、時間帯を変えて複数回放送する。
□要配慮者への情報伝達
➤要配慮者への情報の発信においては、情報提供班と生活支援班が連携し、高齢者や聴覚障がい者へも配慮した確実な情報伝達を行う。
➤外国人への情報伝達については多言語（英語・中国語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語等）や、「やさしい日本語」での広報・掲示を行う必要があります。多言語表示案内類※¹や災害時情報提供アプリ※²、多言語音声翻訳アプリ※³、AI 多言語翻訳機等を用いた柔軟な対応が必要です。） ※¹多言語表示案内類の例（事前に出力・印刷・ラミネートを行う。） ・災害時多言語表示シート、多言語指さしボード、食材の絵文字（FOODPICT）、災害時外国人支援用ピクトグラム ＜（一財）自治体国際化協会 https://www.clair.or.jp/j/multiculture/index.html> ・多言語辞書データ ＜気象庁 https://www.data.jma.go.jp/developer/multilingual.html> ※²災害時情報提供アプリの例 ・safety tips ＜観光庁 https://www.rcsc.co.jp/safety-tips-jp> ※³多言語音声翻訳アプリの例 ・VoiceTra ＜国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT) https://voicetra.nict.go.jp/>
□車両避難者や在宅避難者への情報伝達
➤車両避難者や在宅避難者への情報伝達においては、情報提供班と避難者情報管理班、生活支援班、食料・物資班が連携し、食料・物資の受渡し時等に確実な情報伝達を行う。
➤必要に応じて、ビラ等を作成し、避難所内外の地域の被災者への配布を検討する。

《掲示板の作成例》

〇〇避難所 情報掲示板

避難所運営委員会からのお知らせ

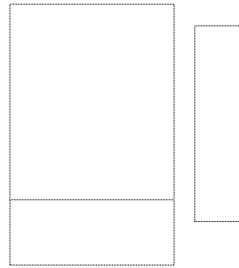
一日のタイムスケジュール 2/14(火)

7:00 ラジオ体操
7:15 朝食配給
10:00 一斉清掃
12:00 昼食配給
13:00 一斉清掃
14:00 いきいき体操
15:00 読み聞かせ
(キッズスペース)
18:00 夕食配給
22:00 消灯

物資の配布情報 2/14(火)

- ・ 13:30～
物資配布所にて、
靴下・下着を配布
します。
- ・ 17:00～
物資配布所にて、
生理用品・化粧品
を配布します。

避難所の案内図



避難所生活の ルール

- ①
- ②
- ③
- ④

各班からのお知らせ

- ・ 一斉布団干しを実施
します。
ご参加ください。
(衛生班)
- ・ 2/15 15:00～
会議室にて女性のサ
ロンを開催します。
(生活支援班)
- ・ 2/16 12:00～
玄関前スペースにて、
NPO 法人〇〇〇によ
る昼食の炊き出しが
あります。
(食料・物資班)

相談所の開設情報

- ・ 2/16 9:00～
相談コーナーにて、
医師、保健師による
相談所を開設しま
す。
(生活支援班)

避難所ニュース

かわら版
1号

かわら版
2号

復旧・復興に関わる情報

県、市町村災害対策本部からの お知らせ

- ・ リ災証明書の発行
(〇〇課 TEL 0000-00-0000)
- ・ 仮設住宅の入居案内
(〇〇課 TEL 0000-00-0000)

生活情報

- ・ 2/14 〇〇地区
電気、上下水道 復旧しました。
- ・ 2/14 〇〇鉄道〇〇線
□□駅～△△駅区間
運転再開しました。

近隣店舗の営業情報

- ・ 2/14 〇〇医院業務再開
- ・ 2/16 〇〇商店営業再開予定

3-8 プライバシーの確保

避難所におけるプライバシーの確保は、避難者の良好な生活環境の確保のためにも、できるだけ早期に対応することが必要です。具体的な取組みとしてパーティション等での間仕切りが一般的ですが、背の高いパーティション等の設置は防犯上の問題の発生が懸念されることもあるため、パーティション等を1m程度の高さにする等、状況に応じて変えることが必要です。

また、障がい者、妊産婦の方を含む世帯など、外部からのストレスを受けにくい、個室での避難を検討すべき世帯については、施設の別棟の利用や、トレーラーハウスの導入等を検討します。

《展開期の避難所運営すべきこと⑧》
総務班、避難者情報管理班、生活支援班、市町村（避難所支援担当者）
□パーティション等での仕切り
➤避難部屋は広い場所が対象になると思われるが、体育館のような広い場所では避難者のプライバシーを確保することは難しくなる。このため、避難所開設時から個室空間が確保できるパーティションを設置して居住スペース（1人当たり3.5㎡）を確保し、世帯ごとでの間仕切りを行う。
➤簡易テントを屋内に設置することも、家族ごとのプライバシーの確保に有効である。ただし、簡易テントは、夏には防虫効果もあるが、高温になるため熱中症には十分に注意する。
□避難者カードの管理
➤避難者カードや個別の相談等により知り得た情報を基に、食事や医療面で配慮を行う。こうした個人情報、市町村の避難所支援担当者が責任者となり、プライバシーに配慮した取扱いをする。
□郵便・宅配便の管理
➤郵便物や宅配物の差出・受取りの取りまとめは、トラブル防止のため原則行わないこととし、郵便・宅配便等は本人と直接受渡しをしてもらう。

3－9 二次避難への備え

避難所生活が安定してきた頃に、余震や大雨によって更なる大規模被害が発生する可能性があるため、二次避難に備えた、スペースの確保を検討します。

また、長期間の避難所生活により健康阻害が危惧される、乳幼児、妊産婦、発達障がい者、精神障がい者などが避難所にいる場合は、市町村災害対策本部と連携し、二次避難先（民間宿泊施設等）への移動を検討します。

《展開期の避難所運営すべきこと⑨》
総務班、避難者情報管理班、生活支援班、 市町村（避難所支援担当者）、施設管理者
□更なる大規模災害の発生による二次避難への備え
➤二次避難者の避難に備えた、更なるスペースの確保を検討する。
□長期避難に対応した二次避難所の活用検討
➤市町村災害対策本部と連携し、乳幼児、妊産婦、発達障がい者、精神障がい者等の二次避難先（民間宿泊施設の活用等）を検討する。市町村においては、平常時から民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、協定を締結しておく。

3-10 他市町村、他県等からの応援職員の受入

大規模災害時には特に、被災市町村の職員の負担軽減や、避難者による避難所運営をサポートし、円滑な避難所運営を図るため、他自治体への職員派遣の要請は必要不可欠です。

応援職員の派遣要請は、自治体間での災害応援協定等により、市町村災害対策本部を經由して行います。市町村災害対策本部での対応が困難である場合は、県災害対策本部へ派遣を依頼します。

《展開期の避難所運営すべきこと⑩》
避難所運営委員会、総務班、市町村（避難所支援担当者）
□応援職員の要請
➤市町村の避難所支援担当者が支援を必要と判断した場合、市町村災害対策本部へ応援職員の派遣要請を行う。
➤避難者が避難所運営上で人手不足を感じた場合、避難所運営委員会にて要請の必要の可否を判断し、速やかに市町村災害対策本部へ要請を行う。
➤応援要請においては、保健師や介護士等、適切な人材による支援を受けられるよう、必要とする支援を具体的に伝える。
□被災市町村の職員と応援職員の業務の分担
➤事前に検討した応援職員との業務の役割分担に基づき、業務の依頼を行う。
➤全ての業務を応援職員に任せるのではなく、市町村災害対策本部からの情報の伝達、収受、統廃合等、避難所運営責任に関わる重要事項については、被災市町村の職員の業務とする。
□業務の引継ぎ
➤必ず朝と夕方にミーティングを行い、交代要員に業務を確実に引継ぐ。その際には、業務内容だけでなく、避難者の様子や避難所の状況についても引継ぎを行う。
➤また、避難者の苦情やトラブルに関しては、避難所運営委員会に必ず報告し、担当班へ迅速な対応を依頼する。市町村災害対策本部による対応が必要な場合は、速やかに報告し対応を依頼する。

3-1-1 避難所ボランティアの受入

地域住民の避難者による避難所運営において、人手が不足し運営班の用務に支障が見込まれたり、専門的な分野の支援が必要と判断される場合は、ボランティアの派遣を要請します。

《展開期の避難所運営すべきこと⑪》
総務班、運営各班、市町村（避難所支援担当者）
□避難所ボランティアの派遣要請
➤人手が不足し運営班の用務に支障が見込まれたり、専門的な分野の支援が必要と判断される場合は、市町村のボランティア担当窓口を経由し、災害ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会）等へ派遣を要請する。 ➤災害ボランティアの経験のある団体（NPO）などから、避難所へ直接、ボランティアの申入れがあった場合は、災害ボランティアセンター及び市町村災害対策本部に協議し、受入を検討する。
☐市町村災害ボランティアセンター TEL （ ） —
□ボランティア受付窓口の設置
➤ボランティアの受入れについては、受付簿【様式11】に記載してもらい、避難所ボランティアの経験、ボランティア保険の加入の有無を確認する。受入れ後は、支援者スペースへ案内する。 ➤注意事項や必要な持参品等の説明を事前に受けているはずであるが、再度確認するとともに、避難者に不安を与えないためにベストや腕章の着用を徹底し、ボランティアスタッフであることを明確にする。
□ボランティアへの業務の割り振り
《ボランティアの業務の例》 ◆ 高齢者・障がい者支援（配膳・介護・トイレなどの補助用務） ◆ 清掃・感染症予防の指導・補助 ◆ 手話・筆談・外国語による情報支援（各種通訳） ◆ 子どもの世話や遊び相手、学習支援 ◆ 避難者の相談相手や、各種交流イベントの実施（心のケア） ◆ ペットの世話 ◆ 材料（資機材）を持参しての炊き出し ◆ 風呂・給湯設備を持参しての入浴機会の提供 ◆ 避難所内外における水や食料・物資の運搬、配給補助 ◆ がれき除去等、避難者の自宅の整理（軽作業） ◆ 車両避難者・在宅避難者への支援、避難所周辺への交通整理補助
□運営委員会や朝礼等でのボランティアの紹介
➤運営委員会等の会議へのボランティアの参加機会を設け、避難者へボランティアのメンバーを紹介し、防犯対策とボランティアへの情報共有を行う。

3-12 マスコミ・訪問者対応

避難所では、取材対応や訪問者の対応に多くの時間を割かれ、本来の避難所運営業務に支障が出たり、避難者の心身に負担となることがあります。

避難所は各避難者の家と同様であると考え、**市町村の避難所支援担当者が中心**となり、**市町村災害対策本部と連携し対応することが必要**です。

《展開期の避難所運営すべきこと⑫》	
情報提供班、避難者情報管理班、市町村（避難所支援担当者）	
□マスコミ・訪問者への対応	
➤マスコミ・訪問者への対応方針は、立入可能な時間や範囲、その他の注意事項を取材者・訪問者への注意事項（例）【様式12】を参考に、予め避難所運営委員会にて定めたうえで対応する。	
➤マスコミの訪問については、マスコミ用受付用紙【様式13】にて受付のうえ、立ち入りや撮影を禁止する場所を明確に伝え、原則、市町村職員の立会いのもと、市町村災害対策本部と連携して対応する。	
➤取材後は、避難所運営委員会にて報告し、避難所状況報告書【様式4】へ追記する。	
□安否確認への対応	
➤避難者カードの「親族等からの安否確認への回答」の同意者への、親族からの安否確認には、速やかに返答する。	
➤避難者カードの「親族等からの安否確認への回答」の不同意者への安否確認や、親族以外からの安否確認には、確認元と回答内容を本人に了解を得たうえで速やかに返答する。	
➤ただし、避難者の中にDV被害を受けている者がいる場合は、該当者及び関係者に対して、原則、情報開示を不可とし、情報開示の方法について事前に市町村災害対策本部とともに対応を検討する。	
□電話対応、来客対応	
➤電話や来客への取り次ぎは、安否確認と同義であるため、上記の安否確認への対応に準じて行う。	

3-13 避難者の健康管理

避難所では、限られたスペースで多くの方が集団生活をし、また人の出入りも多くあるため、感染症への配慮が必要不可欠です。感染症対策に係る留意点については、岐阜県避難所運営ガイドライン「感染症対策編」を参考としてください。

市町村では、最低限、マスクや消毒液（擦り込み式エタノール剤）、体温計、使い捨てのビニール手袋を備蓄することが必要です。

《展開期の避難所運営すべきこと⑬》
衛生班、生活支援班を中心とする各運営班、市町村（避難所支援担当者）
□感染症の予防対策（トイレの感染症予防）
➤各種の災害用トイレを使用する場合は、トイレの使用ルールを掲示し、利用者全員が使用方法を十分に理解したうえで使用する。【掲示様式1】
➤トイレ使用後の手洗いと消毒用アルコールの使用を徹底する。【掲示様式2】 上水が使用できない場合は、生活用水を利用した簡易手洗い場を設置する。
➤嘔吐者が発生した場合は、ノロウイルス等の感染症に警戒し、感染者用の別室及び専用トイレを速やかに設置し、医師などの専門家の許可を得るまで隔離する。合わせて、状況を速やかに市町村へ報告し、専門家の派遣を依頼する。【掲示様式3】【掲示様式4】
➤トイレの清掃については、衛生班を中心に当番を設定し、毎日実施する。
□感染症等の予防対策（その他の感染症予防）
➤衛生状態の維持のため、避難所の入口には靴箱を設置し、出入口の土足、上履き、トイレ用スリッパの使い分けを徹底する。
➤外出から戻った際の手洗いと、消毒用アルコールの使用を徹底する。
➤特に冬期は、インフルエンザや風邪の蔓延を防ぐために、避難者全員に常時マスクを着用するよう呼びかける。
➤感染症に対しては、社会全体や他避難所での感染症の発生状況に関する情報収集を行う（保健師からの情報収集を想定しておくとい）。
➤外部において感染症に関する事例を確認した場合、マスクの配布・着用や手指の消毒、食物の保存状態の見直し等の適切な予防を速やかに実施する。
➤避難所内で感染症が発生した場合、感染者居住用の別室及び専用トイレを速やかに設置し、隔離する。
➤夏季においては、害虫による感染症の予防のため、網戸、メッシュカーテン、防虫ネット等、各種虫除け製品を用いた対策を実施する。合わせて、蚊の発生を防止するため、避難所周辺の水たまり（雨ざらしのバケツや古タイヤ等）を無くすよう努める。
□エコノミークラス症候群などの健康被害への予防対策
➤避難所や車中での生活においては、活動量の低下により血栓ができるエコノミークラス症候群などの健康被害への予防として、十分な水分補給と、同じ体勢で長時間過ごすことのないよう、定期的に体を動かすことに留意する。
➤予防として、カイロや弾性ストッキング等の血流を保つための備品や、避難

所や車中で使用する（足を高い位置に置ける）台座、段ボールベットなどを確保し、使用する。
➤定期的に体を動かすためには、朝のラジオ体操や、午後にストレッチ運動を行う等のほか、ストレス解消を兼ねてレクリエーションを実施し、各自が積極的に参加する（【揭示様式5】参照）。
➤特に車両避難者には、避難所内やテントを設置したスペースにて体調の管理を行う時間を確保し、車中で過ごす間は、エコノミークラス症候群などの健康被害への予防に関する声かけを十分に行う。
□熱中症対策
➤熱中症の予防として、水分補給を徹底するとともに、空調機器の早期復旧または設置を検討し、必要な資機材について市町村災害対策本部へ要請する。
□持病のある避難者への対応
➤持病があり、治療している避難者については、医師の交代時に連絡漏れがないよう注意する。カルテ（診察記録、薬の配布状況等）を作成・利用し、医師間のスムーズな引継ぎを行う等の対応を行う。
□寝床の改善
➤毛布や通気を確保する等、寒さ暑さの緩和に努めるとともに、マットや段ボール仕様やエアーマットも含め簡易ベッドを設置する。
➤必要に応じて、医師、保健師等の保健衛生の専門家と連携して、段ボールベッド、エアーマット等簡易ベッドの有効性・必要性を避難者に周知する。
□入浴機会の提供
➤健康管理のため、避難所の既存の施設を利用した入浴（またはシャワー）機会の早期確保を検討する。（入浴施設は50人に1基）
➤入浴機会の確保までの間は、ウェットティッシュやタオル等で身体の衛生状態を清潔に保つ。入浴施設の確保が困難な場合は、シャワーを浴びることができる環境を確保する。
➤市町村においては、旅館・銭湯やNPO等との協定締結等によるほか、自衛隊への応援要請も活用し、早急な入浴機会の提供を行う。
➤入浴介助が必要な避難者がいる場合は、市町村災害対策本部が派遣する保健師等に相談し、対応を検討する。
➤入浴施設は、安全でバリアフリーに対応し、昼夜・男女問わず一人で（又は付き添いを受けながら）入浴できる施設を用意することが望ましい。
➤入浴施設が外部にある場合は、避難所の送迎のためのマイクロバス等を確保する。
□保健師等による避難所の巡回
➤市町村は各避難所に保健師等を巡回させ、避難所内の感染症の予防や生活習慣病などの疾患の発症や悪化予防、被災者の心身の機能の低下を予防するため、避難所全体の健康面に関するアセスメントやモニタリングを実施するものとし、この結果を踏まえて、避難者の健康管理の課題や、避難所の衛生環境の改善を図ること。
➤避難所運営スタッフやボランティアの活用により、避難者の保健、医療ニ

ズや体調の変化を把握できるような体制を構築するものとし、必要に応じて保健師等専門職が被災者の健康管理や個別支援を実施し、場合によっては医療機関等へつなぐ対応を図ること。

□暑さ寒さ対策

➤避難所の規模や電源設備に応じて適切な冷暖房機器を確保する。換気に関するルール作りや周知、乾燥対策等も併せて検討を行う。

3-14 避難者の心のケア対策

発災後直後からの初期医療が落ち着いてきた頃から、**PTSD（心的外傷後ストレス障害）をはじめとする心の病**に対するケアが必要です。

そのため、相談体制の整備、専門職と連携したメンタルケア・健康相談を実施します。

《展開期の避難所運営すべきこと⑭》	
総務班、生活支援班、市町村（避難所支援担当者）	
□相談体制の確立	
➤DPAT（災害派遣精神医療チーム）や保健師等の専門家の派遣を依頼し、避難者の不安、疑問、不満等について個別に相談できる 相談窓口を設置し、 ストレスの軽減を行う。	
➤窓口は、避難者に周知して、避難者が誰でも気軽に相談できる雰囲気をつくる。避難者一人一人の意見を聞き、避難所運営の改善に活かすとともに、避難者に応じて個別に自立の方法を探り、1日も早い自立を目指す。	
➤窓口にて意見を聞く時は、聞き間違いや聞き漏れによる後々のトラブルを考慮し、 2人1組で対応 を行う。	
➤DPAT（災害派遣精神医療チーム）や保健師等の確保については、市町村災害対策本部と連携し、継続的な派遣を受ける体制を構築する。	
□相談者別の専用相談窓口の設置	
➤個室やパーティションで仕切られた空間を設置し、保健師や介護士等、また、女性の対応者による相談窓口を開設し、 要配慮者や母子・父子家庭、女性の避難者等を対象とした健康や避難所生活上の悩みへの相談体制 を設ける。	
➤女性から必要な支援について意見を聞く際には、安心して話せる場所を選んで行い、プライバシーに配慮する。	
□保健師等による避難所内の巡回	
➤保健師等の専門家に避難所内の巡回を依頼し、心のケアが必要な避難者に対してサポートを行う。	
➤保健師等の専門家の確保については、市町村災害対策本部と連携し、継続的な派遣を受ける体制を構築する。	
□サロン活動の実施	
➤避難者の心のケアのため、キッズスペースのほか、 要配慮者、高齢者、女性同士が交流できる場所（個室）・時間帯を設け、避難者の心のケア・サロン活動を定期的に実施する。	

3-15 ペットの同行避難について

ペットは、飼い主にとって大切な家族であるとともに、災害時に置き去りにすることは、地域の治安や衛生環境の悪化につながります。しかし、災害時はペットへも大きなストレスがかかるため、日頃から十分なしつけや予防接種、ペット用の備蓄等の準備を要するとともに、他の避難者からの理解を得ることも必要です。

また、災害時のペットの預け先を事前に決めておくことが重要となります。

《展開期の避難所運営すべきこと⑮》
総務班、生活支援班、避難者情報管理班、 市町村（避難所支援担当者）、施設管理者
□ペットの災害への備え 《ペットの災害への備えの例》 ◆ 5日分以上のフード・水・療法食、薬の備蓄（ペットへの物資配布は、人間に比べ非常に遅くなる） ◆ 予備の首輪、リード、食器、ペットシーツ、トイレ用品、ブラシ、おもちゃ等の準備 ◆ 「待て」「お座り」「伏せ」等の基本的なしつけ ◆ ケージに入ることを嫌がらないよう慣らしておく ◆ 人や他の動物を怖がったり攻撃的にならないようしつけをする ◆ 決められた場所での排泄 ◆ 狂犬病予防注射や各種ワクチンの接種 ◆ 犬フィラリア症等の寄生虫の予防・駆除
□避難所での対応（ペットの受入れ場所の確保） ➤ 飼い主がペットと同行避難することを前提として受け入れ体制を整備する。 アレルギー、騒音や衛生上の問題から、ペットの飼育場所を別に確保して、人が生活する場所と分けて飼育する。 ペット飼育者とペット非飼育者の生活場所を分け、ペット飼育者が同伴で生活することも検討する。 ➤ 飼育の責任者を明確にするため、飼い主は避難者カード【様式2】へペットの避難の有無を記入するとともに、ペット飼育者台帳【様式14】へ記入する。 ➤ ペットの管理は原則として飼い主の責任とし、運営班は、飼育のルールを定め掲示すると共に、市町村災害対策本部への飼育用品等の要請、動物愛護団体等へのボランティア等の派遣要請等の協力を行う。（動物愛護団体は獣医ではないので診察はできない） また平時から関係部局・機関と認識の共有や連携を図るとともに、災害時に受入れ体制を適切に構築する。 ➤ 被災動物の救援について、市町村での対応が困難な場合は、市町村災害対策本部から県災害対策本部へ応援要請を行う。
□他の避難者への配慮（飼育マナーの徹底）

➤避難所には、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方もいることを認識し、ペットの飼育管理は飼い主の責任で行うことを徹底する。
合わせて、衛生的な管理を行うとともに、飼い主同士等で周りの人に配慮したルールを作ることも検討する。

3－16 防犯体制の確立

避難所には、避難者以外にも様々な方が訪問するため、性的犯罪や窃盗等の発生が懸念されます。避難者自身が防犯意識を持つとともに、自警団の設置を行うなど、避難所の防犯体制の早期に確立が望まれます。

具体的な防犯対策としては、**女性の更衣室やトイレ、授乳室等には防犯ブザーを設置**するなどの対応が必要です。

また、部外者の早期発見による防犯対策にも繋がるのが想定されるため、避難所内の挨拶や声掛けの徹底も積極的に行うことが有効です。

《展開期の避難所運営すべきこと⑩》
総務班、市町村（避難所支援担当者）、施設管理者
□防犯体制の確立（自警団の設置）
➤総務班を中心に自警団（男女両方で構成）を設置し、屋外の仮設トイレ等への電灯の設置や、夜間の見回り体制等のルールを定め、実施する。
➤危険箇所や死角となる場所の把握・立ち入り制限を行い、間仕切り・パーティションが高く、死角となる場合は、就寝場所や女性専用スペース等への巡回警備を実施する。
➤避難所の校庭など、敷地内に車両避難者がいる場合は、車両避難エリアの巡回警備を実施する。
➤配偶者からの暴力の被害者等の避難者名簿の作成と情報管理を徹底する。
➤防犯ブザーやホイッスルを配布する。
□警察官による見回り・立寄りの依頼
➤人が減少する昼間への対応として、警察官の見回り・立寄りを依頼する。
□暴力を許さない環境の整備（性暴力・DVの防止を含む）
➤啓発ポスターの掲示、相談カードの設置、照明を増設するとともに、女性や子供は2人以上で行動し、周りの人と声を掛け合う。
□相談窓口の設置・周知
➤不安や悩み、暴力等に関する相談窓口を設置し、周知する。

3-17 多様な視点での避難所運営（再掲）

避難所の運営においては、女性や子ども、子連れ世帯及び性的少数者など多様な視点での配慮を行うとともに、各種運営会議に避難所運営に女性や介護・介助が必要な人など多様な立場の代表が参画し、バランス良く協議することが望まれます。（障がい者、乳幼児がいる家庭の人、PTA、中学生・高校生、外国人（居住者が多い場合））

《展開期の避難所運営すべきこと⑰》
総務班、生活支援班、市町村（避難所支援担当者）、施設管理者
□居住スペースの確保
➤単身女性や女性のための世帯用エリアも確保する。
➤各部屋に部屋札（多言語、ピクトグラム、やさしい日本語）を設置する。
□専用更衣室・休養室の確保
➤原則、男女別に離れた場所で、施錠の可能な個室部屋（和室が望ましい）を確保する。確保できない場合は、パーティション等で仕切り確保する。
➤防犯ブザーの設置などの防犯対策と、使用状況を表示する札の設置を行う。
➤化粧や身だしなみを整えるため、姿見の設置等を検討する。
□授乳スペースの確保
➤専用の個室部屋もしくはスペースの確保が望ましく、場所の確保が困難な場合は、女性用の更衣室にパーティション等を用いて設置する。
□男女別の物干し場の確保
➤避難生活が長期化し、洗濯の必要が出てきた場合には、物干し場所を共用スペースのほかに、男女別々のスペースを設ける。
➤女性専用の物干し場所を、建物の屋上等、プライバシー確保に配慮する。
□専用トイレの確保
➤一部は女性専用とし、男性用と離れた場所に配置する等の配慮を行う。また、夜間利用も考慮し、配置や照明、鍵や防犯ブザー設置等の防犯対策も行う。
➤一部トイレに子供用便座を設置し、専用トイレとすることも検討する。
□キッズスペース（子どもの遊び場）の確保
➤子どものストレス軽減のため、遊び場となるスペースを設置し、絵を描いたり、子どもが遊ぶことのできるスペースを確保する。保育士等のボランティアの活用も検討する。
□自習室の確保
➤学生・生徒・受験生などに配慮して、落ち着いて学習できるスペースの確保を検討する。学校が避難所として利用されている場合は、施設管理者と相談のうえ、放課後の教室利用等も検討する。
□入浴機会の提供
➤昼夜・男女問わず一人で（又は付き添いを受けながら）入浴できる施設を用意することが望ましい。

□女性の担当者による物資配布・女性専用スペースの設置 ➤物資の配布に際して、生理用品等、女性のみが利用する物資については、女性の担当者から配布を行うよう配慮する。
□相談窓口の設置 ➤女性専用スペース（女性用品の配置や女性のための相談ができるスペース）を確保することが望ましい。 ➤男性・女性両方の相談員を配置し、男女それぞれのニーズの聞き取りを行える体制を整える。
□男女共同参画の視点を踏まえた避難所の運営（チェックリストの活用） ➤「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（内閣府）」及び同チェックリストを参考に、女性に必要な物資の確保や専用スペースの設置を行う。【チェックリスト4】

3-18 要配慮者への配慮を踏まえた避難所運営（再掲）

避難所には、高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、子連れ世帯、外国人等、避難所生活において配慮を必要とする、多種多様な人々が避難することが想定されます。

要配慮者の方は、必要なときに適切な支援をすることで、自立した生活を送ることが可能な場合もあるため、要配慮者を含む避難所利用者全員がお互いに配慮し合い、協力して避難所運営を行うことが必要です。

《展開期の避難所運営すべきこと⑱》
総務班、生活支援班、食料・物資班、情報提供班、 市町村（避難所支援担当者）、施設管理者
□要配慮者の居住スペースの指定
➤（P13【避難所の標準レイアウト図（例）】参照）
➤要配慮者への対応スペース、福祉避難スペース（福祉避難所を利用する必要がある方（を有する世帯）が一時的に過ごす場所）、物資スペース等は、各避難者へスペースを振り分ける前に確保しておく。また、要配慮者の要望に応じて、男女別の要配慮者用スペースを設置する。
➤高齢者や身体障がい者（を有する世帯）の避難スペースは、人の目が届きやすく、壁や出入口、トイレ、掲示板等の近くに配置する。
➤発達障がい者、精神障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者（を有する世帯）の避難スペースは、避難者の不安解消やトラブル防止のため、同じ環境の家族が近くになるようにし、周囲からストレスを受けにくい場所に配置する。
□通路の確保
➤高齢者や障がい者、負傷者のため、車いすが通行可能な通路（幅1.3m）を確保のうえ、段差を解消する。
➤視覚障がい者や高齢者等が壁伝いにトイレ等へ移動できるよう、一部壁際を通路とする等の配慮をする。
□トイレの確保
➤仮設トイレがバリアフリー化されていない等の理由により、高齢者・障がい者等の要配慮者の利用が困難な場合、要配慮者専用トイレとして、既設の洋式トイレを活用した携帯トイレの継続使用も検討する。
□食料・水・毛布等の食料・物資の配布
➤食料・物資の要請においては、要配慮者のニーズ（高齢者への医療・介護用品や、乳幼児のいる世帯への液体ミルク及び粉ミルク、食物アレルギーのある方へのアレルギー対応食等）を聞き取り、要請する。

➤高齢者等の長時間配布を待つことが困難な方にも食料・物資が行き渡るよう、避難者同士の助け合いによる配布補助を検討する。
➤食料・物資が避難者数に足りない状況において、やむを得ない事情により、一部の者に限定して配布する場合は、事前に事情や配布のルールなどを避難者に十分説明し、理解を得たうえで配布をする。なお、緊急を要する場合はあれば、その都度、病人やけが人、妊産婦や乳幼児等の要配慮者に優先的に配布する等、柔軟に対応する。
□情報伝達
➤要配慮者への情報の発信においては、情報提供班と生活支援班が連携し、高齢者や聴覚障がい者へも配慮した確実な情報伝達を行う。
➤外国人への情報伝達については、多言語（英語・中国語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語）や、「やさしい日本語」での広報や掲示板等の作成を行う必要があります。多言語表示案内類や、スマートフォンアプリ等を用いた柔軟な対応が必要です。 （外国人が多く居住する市町村は、多言語（英語・中国語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語等）や、「やさしい日本語」での広報・掲示を行う必要があります。多言語表示案内類※¹や災害時情報提供アプリ※²、多言語音声翻訳アプリ※³、AI 多言語翻訳機等を用いた柔軟な対応が必要です。） ※¹多言語表示案内類の例 （事前に出力・印刷・ラミネートを行う。） ・災害時多言語表示シート、多言語指差しボード、食材の絵文字（FOODPICT）、災害時外国人支援用ピクトグラム ＜（一財）自治体国際化協会 https://www.clair.or.jp/j/multiculture/index.html> ・多言語辞書データ ＜気象庁 https://www.data.jma.go.jp/developer/multilingual.html> ※²災害時情報提供アプリの例 ・safety tips ＜観光庁 https://www.rcsc.co.jp/safety-tips-jp> ※³多言語音声翻訳アプリの例 ・VoiceTra ＜国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT) https://voicetra.nict.go.jp/>
□相談窓口の設置
➤個室やパーティションで仕切られた空間を設置し、保健師や介護士等による相談窓口を開設し、健康や避難所生活上の悩みへの相談体制を設ける。
□その他要配慮者に対する配慮
➤一般避難者からヘルプマークへの理解を得るとともに、要配慮者に「ヘルプマーク」を周囲に見えるように掲示するよう案内することで、避難所利用者がお互いに助けあえる環境作りを行う。
➤介助・看護の実施にあたっては、同性によることが望ましい。

3-19 避難所以外の分散避難者への対応

自宅の災害リスクに応じて、親戚・知人宅、ホテル・旅館、あるいは自宅での垂直避難など、多様な避難先への避難を呼びかけた結果、令和2年7月豪雨時には、住民は、避難所への避難のほか、親戚・知人宅への避難、自宅での垂直避難等の分散避難を行ったことが確認されました。

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（令和6年12月改定） 内閣府）においては、避難所が、在宅避難者等の情報発信・収集の場所となること、必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点機能を有するものと示されております。

《避難所運営すべきこと》
総務班, 生活支援班, 食料・物資班, 情報提供班, 市町村, 施設管理者
① 住民が避難する前に準備、検討することを事前に周知
☐ 避難所以外への避難の検討について広報 ➢ 自宅の災害の危険性を確認するとともに、避難所以外への避難を検討する。（親戚・知人宅、ホテル・旅館、自宅での垂直避難等） ➢ 避難所以外に避難する場合は、避難所等へ連絡するよう努める。 ➢ 平時から住民に対し、分散避難システムを活用した訓練を行い、操作の習熟を図るとともに、災害時には、チラシ等を用いて周知を行う。
② 避難所開設の広報・安否確認
☐ 避難所開設の広報 ➢ 防災行政無線（同報無線、戸別受信機、防災ラジオ等）、広報車、拡声器、電子メール等を活用し、在宅・車両避難者等にも広く周知する。 ➢ 避難所開設の広報にあわせ、食料や物資の支援について、支援が必要な在宅避難者や、避難所に入りきらず指定避難所以外に避難している避難者向けにも広報する。
☐ 避難者カードの配布・収集 ➢ 避難者カードは事前に配布し、車両避難者、避難所近隣の在宅避難者も含め、事前に避難所利用者全員が記入する。 ➢ 車両避難者、在宅避難者の把握については、物資受け渡しの際に避難者カード提出の有無を確認することが効果的である。また、自治会長などの巡回を通じて協力を得ることも検討する。
☐ 近隣住民内での安否確認の実施

➤親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難の把握のため、近隣の住民内で安否確認を実施する。
□分散避難システムによる安否確認等の実施
➤分散避難システムを活用して、自宅や親せき宅、ホテル等に避難し、避難所に避難していない被災者を把握する。 ➤分散避難システムを活用して、支援物資の支援ニーズを把握し、物資配布等の支援の参考とする。
③ 食料・物資の配付や情報伝達
□避難所運営委員会と運営班の設置
➤発災後24時間を目標に、避難所運営委員会と運営班を組織し、在宅避難者や車両避難者も含む避難所利用者全員による自主運営を目指す。
□情報伝達
➤車両避難者や在宅避難者に対しても、避難所の掲示板の小まめな閲覧を促すとともに、防災行政無線（同報無線、戸別受信機、防災ラジオ等）、広報車、拡声器の利用やビラの配布、電子メール等などにより、食料・物資の配布情報等を周知徹底する。 ➤車両避難者や在宅避難者への情報伝達においては、避難所における運営者が連携して、食料・物資の受渡し時等に確実な情報伝達を行う。
□水や食料等の確保・配布
➤車両避難者、在宅避難者を含む避難所利用者の全体数を把握し、飲料水や食料を確保する。なお、水害の場合であれば、自宅の片付けに使用する防塵マスク、ゴム手袋、スコップ、扇風機、サーキュレーター等を確保する
④ 健康管理の徹底
□健康被害への予防対策
➤避難所や車中での生活においては、活動量の低下により血栓ができるエコノミークラス症候群などの健康被害への予防として、十分な水分補給と、同じ体勢で長時間過ごすことのないよう、定期的に体を動かすことに留意する。

※分散避難システム

「分散避難システム」とは、災害時において市町村が開設した避難所以外（ご自宅、友人親戚宅、車中泊、ホテル等）に避難している方の情報を把握し、安否確認をするため、令和5年10月から運用を開始したシステムです。

＜分散避難システム操作方法については、資料編に掲載＞

3-20 車両避難者（車中泊者）への対応

平成28年の熊本地震では車両避難者（車中泊者）に伴う災害関連死が発生し、令和2年9月の台風第10号の九州接近時には、避難所での感染を恐れ車両避難が発生しました。

車両避難は推奨しませんが、車両避難が発生することを想定し、駐車スペースの事前想定や健康管理等を行う必要があります。

《避難所運営すべきこと》
総務班, 生活支援班, 食料・物資班, 情報提供班, 市町村, 施設管理者
① 駐車スペースの確保
☐ 車両避難用の駐車スペースの検討 ➤ 避難所の施設の駐車場やグラウンドの一部、近隣の大型駐車場等の一時的な活用を市町村・地域住民とともに検討する。
☐ 避難所周辺の利用範囲の決定 ➤ 車両避難に対して、駐車スペースを指定し、誘導する。
② 避難所開設の広報・安否確認
☐ 避難所開設の広報 ➤ 防災行政無線（同報無線、戸別受信機、防災ラジオ等）、広報車、拡声器、電子メール等を活用し、在宅・車両避難者等にも広く周知する。 ➤ 避難所開設の広報にあわせ、食料や物資の支援について、支援が必要な在宅避難者や、避難所に入りきらず指定避難所以外に避難している避難者向けにも広報する。
☐ 避難者カードの配布・収集 ➤ 避難者カードは事前に配布し、車両避難者、避難所近隣の在宅避難者も含め、事前に避難所利用者全員が記入する。 ➤ 車両避難者、在宅避難者の把握については、物資受け渡しの際に避難者カード提出の有無を確認することが効果的である。また、自治会長などの巡回を通じて協力を得ることも検討する。
☐ 近隣住民内での安否確認の実施 ➤ 親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難の把握のため、近隣の住民内で安否確認を実施する。

③ 食料・物資の配付や情報伝達
□避難所運営委員会と運営班の設置 ➤ 発災後 24 時間を目標に、避難所運営委員会と運営班を組織し、在宅避難者や車両避難者も含む避難所利用者全員による自主運営を目指す。
□情報伝達 ➤ 車両避難者や在宅避難者に対しても、避難所の掲示板の小まめな閲覧を促すとともに、防災行政無線（同報無線、戸別受信機、防災ラジオ等）、広報車・拡声器の利用やビラの配布、電子メール等などにより、食料・物資の配布情報等を周知徹底する。 ➤ 車両避難者や在宅避難者への情報伝達においては、避難所における運営者が連携して、食料・物資の受渡し時等に確実な情報伝達を行う。
□水や食料等の確保 ➤ 車両避難者、在宅避難者を含む避難所利用者の全体数を把握し、飲料水や食料等を確保する。
④ 健康管理の徹底
□健康被害への予防対策 ➤ 避難所や車中等での生活においては、活動量の低下により血栓ができるエコノミークラス症候群などの健康被害への予防として、十分な水分補給と、同じ体勢で長時間過ごすことのないよう、定期的に体を動かすことに留意する。 ➤ エコノミークラス症候群の予防として、カイロや弾性ストッキング等の血流を保つための備品や避難所や車中で使用する（足を高い位置に置ける）台座、段ボールベッド等を確保し、使用する。 ➤ 特に車両避難者へは、保健師等による声かけを積極的に行い、体調の管理を行う時間を確保するなど、エコノミークラス症候群の予防に努める。

第4章 安定期～撤去期（発災後3週間～避難者の生活環境復旧まで）

4-1 安定期の用務

安定期においては、避難者のニーズが変化していくため、よりきめ細かな対応を行い、避難生活の長期化による心身への負担を軽減していく必要があります。

また、避難所を段階的に縮小・統合して、閉鎖に向けて取り組むことが必要となります。避難所を退所した人のスペースを、残っている避難者で分けるのではなく、その分避難所を縮小し、また、避難者が少なくなってきたら他の避難所との統合を図り、避難所の閉鎖に向けて取り組むことが重要です。

具体的には、展開期の用務に加え、特に以下の点に注意して用務を行います。

担当班	《避難所の安定期にすべきこと》
避難所運営委員会	☐ 避難所の統廃合の検討
	☐ 組織編制の見直し
施設管理者	☐ 避難所スペースの見直し
市町村避難所支援 担当職員	☐ 避難所利用者名簿の整理
	☐ 避難所の統廃合に係る情報の取得
	☐ 応急仮設住宅供与、被災者支援や生活再建に関する情報の取得・提供
総務班	☐ 避難所の統廃合に係る移動手段の確保
	☐ 避難所スペースのレイアウトの見直し
	☐ 避難所の防犯体制の見直し
	☐ 避難所のルールの見直し
避難者情報管理班	☐ 避難所利用者名簿の整理
	☐ 車両避難者や、在宅避難者への情報提供体制の見直し
情報提供班	☐ 掲示板の整理
	☐ 応急仮設住宅供与、被災者支援や生活再建に関する情報の提供
	☐ 車両避難者や、在宅避難者への情報提供体制の見直し
食料・物資班	☐ 必要物資の要望の見直し
	☐ 食料配給における栄養バランスの見直し
生活支援班	☐ 避難者の心のケア対策の強化（自立へ向けた取組み等）
	☐ 介助を必要とする避難者への対応強化（介護士や保健師の対応強化）
衛生班	☐ 避難者の健康や衛生状態への配慮の強化

4－2 避難所の統廃合と閉鎖の検討

避難所は短期の緊急避難が基本であり、避難所の設置期間が長期にわたる場合、施設が本来の目的で使用できないことによる問題が生じてきます。そのため、段階的に避難所を縮小・統合し、閉鎖に向けて取り組むことが必要です。

また、ライフラインの復旧状況や仮設住宅整備の進捗状況を勘案しながら、市町村災害対策本部と避難所の閉鎖について検討します。

学校が避難所となっている場所については、学校の早期再開に配慮が必要です。で、早い時期から学校以外の避難所への移動を検討しておくことが有効です。

《避難所の撤去期にすべきこと①》	
総務班、施設管理者、 市町村（避難所支援担当者）	市町村災害対策本部
□避難所として利用する施設の範囲の再検討	□避難者の二次避難先や住居等の確保
➤避難所を退所した人のスペースを縮小し、他の避難所との統合を図る。	➤避難者の二次避難先や、仮設住宅や公営住宅の居住先等の確保を行う。また、居住場所については、高齢者等の移動手段を持たない方にも配慮する。
➤避難所となっている学校等の施設機能の早期再開に配慮し、空いたスペースは利用しない。	□避難所として利用する施設の再検討
	➤避難所に避難者が少なくなってきたら、他の避難所と統合を実施する。 ➤避難所となっている学校の早期再開に配慮する。

4－3 避難所閉鎖に向けた体制

①相談体制の充実

長期間避難所生活を継続している方の多くは、避難所退所後の住宅確保ができていないことを主な課題として抱えている場合が多くみられます。また、高齢者が、今後の生活の不安から多く残っている場合もあります。

このため、心のケアと並行して、自立に向けた相談体制を充実する必要があります。健康の問題を抱えている方もいらっしゃる場合がありますので、福祉部局と連携をとりながら、相談体制を整備します。

②各種支援制度の周知

大規模災害による被災者には、被災者生活再建支援制度に基づく全壊・大規模半壊した世帯への支援金や、災害弔慰金支給法による災害により死亡した者の遺族への弔慰金や障害を負った者への見舞金制度等の様々な支援制度や補助制度が存在します。

市町村や県が独自に行う支援制度等が発災後に開始されることもありますので、調整の上、これらの被災者支援制度を避難者に説明するよう努める必要があります。

《避難所撤去期（閉鎖決定後）にすべきこと②》		
情報提供班	生活支援班	市町村（避難所支援担当者）
□避難所の閉鎖決定（予告）の広報		□避難所閉鎖後の被災者支援・生活再建の情報の収集・提供
□被災者支援・生活再建の避難者への情報提供	□被災者支援・生活再建の避難者（要配慮者）に対する相談体制の充実	□被災者支援・生活再建の避難者（要配慮者）への説明と相談体制の充実 ➤市町村の福祉部局との連携を確実に行う。

<市町村災害対策本部運用の手引き 編集履歴>

平成15年 3月27日 第一版作成(危機管理室)

平成15年 9月18日 第二版作成(危機管理室)

平成16年 4月 1日 第三版作成(危機管理室)

平成17年 4月 1日 第四版作成(危機管理室)

平成18年 4月 1日 第五版作成(防災課)

平成19年 4月 1日 第六版作成(防災課)

平成20年 4月 1日 第七版作成(防災課)

<避難所運営ガイドライン 編集履歴>

平成23年11月 4日 第八版作成(防災課)

平成29年 3月23日 第九版作成(防災課)

平成31年 3月 4日 第十版作成(防災課)

令和 2年 3月18日 第十一版作成(防災課)

令和 4年12月23日 第十二版作成(防災課)

令和 6年 3月21日 第十三版作成(防災課)

令和 7年 3月18日 第十四版作成(防災課)

編集 : 岐阜県 危機管理部 防災課

tel 058-272-1111(内線2843)058-272-1124(ダイヤルイン)
fax 058-278-2522

HP(くらしの防災)<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56517.html>
岐阜県総合防災ポータル <https://gifu-bousai.secure.force.com/>

